

令和8年第1回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

令和8年3月3日（火曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第1号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	承認第1号	専決処分の承認（令和7年度豊頃町一般会計補正予算（第10号））
日程第 5	議案第9号	令和7年度豊頃町一般会計補正予算（第11号）
日程第 6	議案第10号	令和7年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 7	議案第11号	令和7年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第 8	議案第12号	令和7年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第 9	議案第13号	令和7年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第3号）
日程第10	議案第14号	令和7年度豊頃町簡易水道事業会計補正予算（第7号）
日程第11	議案第15号	令和7年度豊頃町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第12		令和8年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明
日程第13	議案第16号	豊頃町国民健康保険税条例の一部改正
日程第14	議案第17号	豊頃町減債基金条例の一部改正
日程第15	議案第18号	豊頃町ふるさと振興基金条例の一部改正
日程第16	議案第19号	豊頃町高等学校等就学助成金交付条例の一部改正
日程第17	議案第20号	豊頃町入学祝金支給条例の一部改正
日程第18	議案第21号	豊頃町介護保険条例の一部改正
日程第19	議案第22号	豊頃町過疎地域持続的発展市町村計画の策定
日程第20	議案第23号	工事請負契約の締結（幌岡西2線改良工事（その2））
日程第21	議案第24号	工事請負契約の締結（大津地域津波緊急避難場所

		避難路整備工事（路盤改良）
日程第 2 2	諮 問 第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦
日程第 2 3	同 意 案 第 1 号	豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任
日程第 2 4		請願の委員会付託
日程第 2 5		休会の議決

◎出席議員（8名）

1 番	小笠原 玄 記 君	2 番	後 藤 孝 夫 君
3 番	岩 井 明 君	5 番	藤 田 博 規 君
6 番	大 崎 英 樹 君	7 番	大 谷 友 則 君
8 番	坂 口 尚 示 君	9 番	中 村 純 也 君

◎欠席議員（1名）

4 番	杉 野 好 行 君
-----	-----------

◎地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	按 田 武 君
副 町	長	山 田 良 則 君
教 育	長	中 川 直 幸 君
農 業 委 員 会 長		井 下 睦 男 君
代 表 監 査 委 員		山 口 浩 司 君
総 務 政 策 課 長		森 直 史 君
住 民 課 長		林 谷 一 徳 君
福 祉 課 長		鎚 木 政 洋 君
産 業 課 長		小 野 直 人 君
施 設 課 長		田 中 陽 平 君
会 計 管 理 者		大 長 根 典 子 君
農業委員会事務局長		笠 間 一 秀 君
教育委員会教育課長		齋 藤 学 君
総 務 政 策 課 参 事		江 口 孝 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	山 崎 勝 巳 君
庶 務 係 長	三 島 佑 里 奈 君

午前 10 時 00 分 開会

◎ 開会宣告

- 中村議長 ただいまから、令和 8 年第 1 回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 中村議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 中村議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
山崎事務局長。
●山崎事務局長 諸般の報告を申し上げます。
4 番杉野好行議員から、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。
続いて、議会事務局報告につきましては、お手元に配付のとおりです。
次に、監査委員より、令和 7 年 11 月から令和 8 年 1 月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配付のとおりです。
以上です。
●中村議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 中村議長 次に、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。
按田町長。
●按田町長 議長より発言のお許しをいただきましたので、令和 8 年第 1 回豊頃町議会定例会行政報告をいたします。
1 点目、令和 7 年度繰越明許費に係る各事業についてであります。
令和 7 年度繰越明許費に係る事業につきましては、適正な事業期間を確保するため、5 事業を翌年度に繰り越し、実施するものであります。
総務費においては、国の法改正に伴い、住民基本台帳システムの改修を行うため、「住民基本台帳システム氏名振り仮名一括対応業務」及び「住民基本台帳システム旧氏の戸籍附表システム連携対応業務」を繰り越すものであります。
民生費においては、子育て世帯の経済的負担軽減を目的とする「物価高対応子育て

応援手当支給事業」について、未申請分の手当支給に要する経費を繰り越すことといたしました。

農林水産業費においては、茂岩地区及び二宮西地区の「道営農地整備事業」を翌年度に繰り越して実施をいたします。

教育費においては、学校給食センターの「高圧受電設備更新工事」について、法改正に伴う変圧器規格の改定及び受注増加の影響により機器の納期に遅れが生じ、今年度中の完了が困難となったことから、工期を令和8年度まで延長し、翌年度へ繰り越して実施するものであります。

以上、各事業につきましては、本定例会の補正予算として御提案させていただきますので、御理解、御協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上、行政報告といたします。

●中村議長 これで、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●中村議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番藤田博規議員及び6番大崎英樹議員を指名します。

◎ 会期の決定

●中村議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月13日までの11日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月13日までの11日間に決定しました。

◎ 委員会報告第1号

●中村議長 日程第3 委員会報告第1号、議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

藤田議会運営委員長。

●藤田議会運営委員長 委員会報告第1号、議会運営委員会所掌事務調査結果報告

書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1) 令和8年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

(2) 議長の諮問に関する事項。

2、調査期日。

令和8年2月26日。

3、調査の経過。

(1) 令和8年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

令和8年2月24日招集告示のあった令和8年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、2月26日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

(2) 議長の諮問に関する事項。

議長の諮問により、令和8年度豊頃町議会議員研修計画（案）について協議を行った。

4、調査の結果。

(1) 令和8年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、3月13日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、請願書の取扱いについては、令和7年第4回定例会閉会後に受理したものは1件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の産業厚生常任委員会に付託すべきものとした。

ウ、陳情書の取扱いについては、令和7年第4回定例会閉会後に受理したものは2件であり、本町議会の運営基準に基づき、議員配付にとどめるものとした。

エ、諮問第1号（人権擁護委員候補者の推薦）及び同意案第1号（固定資産評価審査委員会委員の選任）については、本町議会の運営基準に基づき、討論を省略して簡易採決することとした。

オ、所管事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会2日目の3月10日に開催するよう日程を調整した。

カ、本会議において新年度予算審議が行なわれることに伴い、議長から会議規則第55条の規定（質疑回数制限）を適用しない旨を会議に諮ることとした。

(2) 議長の諮問に関する事項。

ア、令和８年度豊頃町議会議員研修計画（案）については、議長から諮問のあった内容を協議し、２月２６日付で答申した。

以上です。

●中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第１号は、報告済みとします。

◎ 承認第１号

●中村議長 日程第４ 承認第１号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

森総務政策課長。

●森総務政策課長 議案書２９ページを御覧ください。

承認第１号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

本案は、令和８年２月８日執行の第５１回衆議院議員総選挙及び第２７回最高裁判所裁判官国民審査に要する予算として、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき、令和７年度豊頃町一般会計補正予算（第１０号）を令和８年１月２３日、専決処分いたしましたので、同条第３項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

一般会計補正予算書（第１０号）１ページを御覧ください。

第１条歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５８３万４,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６４億５,９２５万３,０００円と定めるものであります。

補正の内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から御説明いたします。

１０ページをお開き願います。

２款総務費４項選挙費において、４目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費５８３万４,０００円を追加。

次に、歳入につきましては８ページを御覧ください。

１０款地方交付税１項地方交付税に普通交付税１２３万４,０００円を追加。

１４款国庫支出金３項委託金に衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行事務４６０万円を追加するものであります。

以上でありますので、御承認くださるようよろしくお願いいたします。

- 中村議長 説明が終わりました。
これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 中村議長 討論なしと認めます。
これから、承認第1号を採決します。
お諮りします。
本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。
したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。

◎ 議案第9号

- 中村議長 日程第5 議案第9号令和7年度豊頃町一般会計補正予算（第11号）
についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

森総務政策課長。

- 森総務政策課長 議案第9号令和7年度豊頃町一般会計補正予算（第11号）につ
いて御説明いたします。

一般会計及び特別会計補正予算書1ページを御覧ください。

第1条歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1
億2,176万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億
8,102万円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から御説明いたし
ます。

30ページをお開き願います。

1款議会費1項議会費から53万7,000円を減額。

2款総務費1項総務管理費において、34ページ、3目財産管理費に減債基金積立
金1億5,262万1,000円、地域福祉基金積立金5,059万円、行政情報化推
進基金積立金1億27万7,000円を追加するなど、40ページ、計2億4,984
万1,000円を追加。

2項徴税費から、42ページ、54万3,000円を減額。

3 項戸籍住民基本台帳費から 1 1 1 万 5, 0 0 0 円を減額。

4 項選挙費から、4 4 ページ、7 7 万 2, 0 0 0 円を減額。

5 項統計調査費から 3 9 万 1, 0 0 0 円を減額。

3 款民生費 1 項社会福祉費において、1 目社会福祉総務費から、4 6 ページ、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金給付事業（定額減税補足給付金不足額給付分）4 6 2 万 8, 0 0 0 円を減額、3 目老人福祉費に、4 8 ページ、介護保険特別会計繰出金 1 1 0 万 7, 0 0 0 円を追加、4 目障害者福祉費から自立支援給付費 5 0 0 万円を減額するなど、5 0 ページ、計 1, 8 0 7 万 6, 0 0 0 円を減額。

2 項児童福祉費において、5 4 ページ、4 目児童措置費から次世代育成支援金 3 3 3 万円を減額するなど、計 6 6 1 万 9, 0 0 0 円を減額。

4 款衛生費 1 項保健衛生費において、5 8 ページ、4 目乳幼児等医療費から医療費給付費 1 2 0 万円を減額、6 目し尿処理費から合併処理浄化槽設置整備事業補助金 2 6 1 万 6, 0 0 0 円を減額するなど、計 1, 0 0 3 万 9, 0 0 0 円を減額。

6 0 ページ、2 項簡易水道費から簡易水道事業会計補助金 4 8 1 万 3, 0 0 0 円を減額。

5 款農林水産業費 1 項農業費において、2 目農業総務費から緊急農地基盤整備事業補助金 7 5 9 万円を減額、6 2 ページ、4 目道営事業費に（繰越明許費）道営農地整備事業負担金 4, 6 0 3 万 6, 0 0 0 円を追加するなど、計 3, 5 3 4 万 8, 0 0 0 円を追加。

2 項畜産業費において、1 目畜産業費から 3 7 3 万円を減額。

3 項林業費において、6 4 ページ、3 目治山事業費から、茂岩新和町地区小規模治山工事 6 6 6 万円を減額するなど、計 1, 9 9 4 万 9, 0 0 0 円を減額。

6 6 ページ、4 項水産業費から 2 8 9 万 4, 0 0 0 円を減額。

6 款商工費 1 項商工費において、1 目商工総務費からふるさと応援寄附金事業 5 6 5 万円を減額するなど、6 8 ページ、計 8 9 0 万 8, 0 0 0 円を減額。

7 款土木費 1 項土木管理費から、7 0 ページ、5 3 9 万 5, 0 0 0 円を減額。

2 項道路橋梁費において、1 目道路橋梁維持費から、7 2 ページ、維持補修費 1 3 4 万 5, 0 0 0 円を減額、2 目除雪費に除排雪委託料 6 0 0 万円を追加、3 目道路新設改良費から除雪専用車 1, 4 5 5 万円を減額するなど、計 1, 6 3 4 万 5, 0 0 0 円を減額。

7 4 ページ、3 項住宅費において、1 目住宅管理費から町有住宅除却工事 1 3 1 万円を減額するなど、計 3 3 2 万 5, 0 0 0 円を減額。

4 項河川費から、7 6 ページ、4 7 万 9, 0 0 0 円を減額。

5 項施設費から 7 3 万 7, 0 0 0 円を減額。

6 項公共下水道費において、1 目公共下水道総務費から公共下水道事業会計補助金 1,532 万 6,000 円を減額。

8 款消防費 1 項消防費において、1 目消防費から、78 ページ、消防庁舎改築工事設計委託業務 467 万 2,000 円を減額するなど、計 227 万 2,000 円を減額。

2 項災害対策費から、80 ページ、327 万 4,000 円を減額。

9 款教育費 1 項教育総務費から、82 ページ、355 万 3,000 円を減額。

2 項小学校費から、84 ページ、83 万 8,000 円を減額。

3 項中学校費から、86 ページ、179 万 5,000 円を減額。

4 項社会教育費から、88 ページ、494 万 6,000 円を減額。

5 項保健体育費において、90 ページ、2 目体育施設費から総合体育館管理委託料 133 万 1,000 円を減額、92 ページ、3 目学校給食費から高压受電設備更新工事 352 万円を減額、（繰越明許費）高压受電設備更新工事 330 万円を追加するなど、計 554 万 1,000 円を減額。

10 款災害復旧費 1 項公共土木施設災害復旧費から 448 万 4,000 円を減額。

94 ページ、2 項農業用施設災害復旧費から 395 万 1,000 円を減額。

3 項林業用施設災害復旧費から 48 万 5,000 円を減額。

4 項文教施設災害復旧費から 29 万 9,000 円を減額。

5 項その他公共施設・公用施設災害復旧費から 9 万 1,000 円を減額。

96 ページ、11 款公債費 1 項公債費において、2 目利子から長期償還利子 1,006 万 6,000 円を減額するなど、計 1,190 万円を減額。

次に、歳入につきましては 12 ページを御覧ください。

1 款町税 1 項町民税に 520 万 6,000 円を追加。

2 項固定資産税に 356 万円を追加。

3 項軽自動車税から 3 万円を減額。

4 項町たばこ税に 116 万 5,000 円を追加。

10 款地方交付税 1 項地方交付税に、普通交付税 7,338 万 4,000 円を追加。

14 ページ、12 款分担金及び負担金 1 項分担金に（繰越明許費）道営負担事業 2,031 万円を追加。

2 項負担金から認可保育所保育料 52 万 5,000 円を減額するなど、計 56 万 5,000 円を減額。

13 款使用料及び手数料 1 項使用料において、6 目土木使用料に町営住宅使用料 365 万円を追加するなど、計 455 万 5,000 円を追加。

2 項手数料において、16 ページ、3 目衛生手数料に指定ごみ袋・処理券 216 万円を追加するなど、計 184 万 5,000 円を追加。

14 款国庫支出金 1 項国庫負担金において、1 目民生費国庫負担金から国民健康保険基盤安定 70 万 1,000 円を追加、障害者自立支援給付費 50 万円を減額するなど、計 29 万 8,000 円を減額。

2 項国庫補助金において、1 目総務費国庫補助金にデジタル基盤改革支援補助金 4,294 万円を追加、18 ページ、4 目農林水産業費国庫補助金に（繰越明許費）農業経営高度化促進事業補助金 1,414 万 9,000 円を追加、5 目土木費国庫補助金から社会資本整備総合交付金事業（建設機械）2,900 万円を減額、8 目商工費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 314 万 8,000 円を追加するなど、計 2,377 万 1,000 円を追加。

3 項委託金に 194 万 4,000 円を追加。

15 款道支出金 1 項道負担金において、1 目民生費負担金から障害者自立支援給付費 335 万円を減額するなど、計 266 万 6,000 円を減額。

20 ページ、2 項道補助金において、4 目農林水産業費補助金に農業委員会活動促進事業 308 万 6,000 円を追加、（繰越明許費）次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金 578 万 8,000 円を追加、林業専用道開設事業 609 万 4,000 円を減額、5 目消防費補助金に津波避難施設等整備特別対策事業 576 万 4,000 円を追加するなど、計 225 万 2,000 円を追加。

22 ページ、3 項委託金に 50 万 2,000 円を追加。

16 款財産収入 1 項財産運用収入において、2 目利子及び配当金に減債基金積立金利子 262 万 1,000 円を追加するなど、計 451 万 2,000 円を追加。

24 ページ、2 項財産売払収入において、1 目不動産売払収入に土地売払い 206 万 2,000 円を追加するなど、計 308 万 7,000 円を追加。

17 款寄附金 1 項寄附金から 170 万円を減額。

18 款繰入金 1 項繰入金から、ふるさと応援寄付金事業 570 万円を減額、総合行政情報システム 1,900 万円を減額するなど、計 2,895 万 8,000 円を減額。

20 款諸収入 1 項延滞金加算金及び過料に 8,000 円を追加。

26 ページ、2 項預金利子に 82 万円を追加。

4 項受託事業収入に 49 万 3,000 円を追加。

5 項雑入に 57 万円を追加。

21 款町債 1 項町債において、1 目総務債に協働のまちづくり地域提案支援事業 250 万円を追加、28 ページ、8 目災害復旧債に公共土木施設等小災害復旧事業 430 万円を追加するなど、計 800 万円を追加。

次に、第2条繰越明許費の補正につきましては、5ページ、第2表繰越明許費補正を御覧ください。

表記載の5事業において、翌年度に繰り越して使用できる経費を5,123万8,000円と定め、繰越明許費に追加するものでございます。

次に、第3条債務負担行為の補正につきましては、6ページ、第3表債務負担行為補正を御覧ください。

表記載の2事業の変更及び3事業の追加により、5事業に係る限度額を1億1,469万3,000円から1億4,638万9,000円に改め、定めるものであります。

次に、第4条地方債の補正につきましては、7ページ、第4表地方債補正を御覧ください。

表記載のとおり、事業に係る地方債限度額4億3,300万円を4億4,100万円に改め、地方債限度額の総額を6億7,040万円に改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。12ページをお開きください。

1 款町税。

(質 疑 な し)

●中村議長 10 款地方交付税。

(質 疑 な し)

●中村議長 12 款分担金及び負担金。

(質 疑 な し)

●中村議長 13 款使用料及び手数料。

(質 疑 な し)

●中村議長 14 款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●中村議長 15 款道支出金。

(質 疑 な し)

●中村議長 22 ページ、16 款財産収入。

(質 疑 な し)

●中村議長 17 款寄附金。

(質 疑 な し)

●中村議長 18 款繰入金

(質 疑 な し)

●中村議長 20 款諸収入。

(質 疑 な し)

●中村議長 21 款町債。

(質 疑 な し)

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については項ごとに質疑を受けます。30 ページをお開きください。

1 款議会費 1 項議会費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 款総務費 1 項総務管理費。

1 番小笠原議員。

●1 番小笠原議員 3 点質問させていただきます。

まず、35 ページの3 目財産管理費の基金費についてです。

今回、減債基金に約1 億5,000 万円を追加で積み立てるような形になっていると思いますけれども、例月出納検査を見ますと、今、減債基金の積立金が1 億3,000 万円ほど積み立てられているということで、今回の積立額も含めると約1 億5 億円となって、現在の年間の地方債の償還額が約7 億半ばくらいになっているかと思いますが、これは大体この基金の積立額が現在の償還額の2 年分に相当すると思います。

例えば財政調整基金等ですと、一般的に標準財政規模の10 パーセントから20 パーセントみたいな積立額の目安があると思うのですが、減債基金については、一般的にそのような目安はないと思います。

これは財政状況等によっても変動すると思いますけれども、減債基金の積立額の目安ですとか、目標額というのは、現在、町で何か設定しているものがあるのか、伺います。

次に、2 点目ですけれども、39 ページ、7 目企画費の地域おこし協力隊費の地域おこし協力活動費について伺います。

こちらは275 万円の減額となっておりますけれども、本町において活動していた協力隊の方々について、本年が活動最終年だったかと思いますが、任期途中で委託終了したと伺っておりまして、それが本件に関する減額かと推察します。この委託終了となったタイミング等について、確認させてください。

最後、3 点目ですけれども、41 ページのおこめ券贈呈事業。こちらは、おこめ券

の補正予算で減額となっておりますので、おおよそ事業については進んでいるのかなと思います。

我が町は管内でも先駆けて12月の定例会で予算計上し、議決したわけでありましてけれども、現在の配布状況ですとか、事業の完了状況について伺います。

●中村議長 森総務政策課長。

●森総務政策課長 私から御答弁させていただきます。

1点目の減債基金ですけれども、今回、1億5,000万円を積み立てまして、総額では、議員がおっしゃるとおりの14億円から15億円くらいになる見込みでございます。

財政調整基金のように目安はあるのかどうかということですが、特段、明記したものはございませんが、基金の積立てにつきましては将来の公債費の見込み、あとそれぞれの基金、10の基金がございますが、それぞれの基金のバランス、健全化判断比率の財政指標、今後の大型事業、そういったものも鑑みながら、基金の積立てを執り行っているところでございます。

続きまして、2点目の地域おこし協力隊の関係でございます。

こちらにつきましては、今年度当初、2名の地域おこし協力隊の方がおりまして、委託業務ということで契約させていただいております。

ただ、お二人とも一身上のご都合ということで、契約を辞退したいという申出がございましたので、それに基づきまして、10月いっぱいをもって契約解除したところでございます。

今回の減額については、その残額分を差し引いたものでございます。

最後、3点目、おこめ券の関係でございます。

こちらにつきましては、議会でも御説明させていただきましたとおり、国の物価高騰対応臨時交付金を活用して行ったものでございますが、併せてクーポン券の配布も行っているところでございます。

地域担当職員が2月の中旬頃から各世帯に配布させていただきまして、一度回ってございます。それについては2月いっぱい終わっているところでございますが、不在であった世帯の方につきましては、不在通知書を投函させていただいております。

大変ご足労なのですが、役場に来ていただいて、お受け取りいただくよう、御案内をさせていただいているところでございます。

現在の状況については、日々取りに来ていただいておりますので、正確な数値はないのですが、大体7割から8割くらい配布している状況でございます。

取りに来ていただけない方については、再度、御案内をする予定でございますので、3月いっぱいをもって何とか全世帯の皆さんにお配りするよう、努力していき

たいと思っております。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

7 番大谷議員。

●7 番大谷議員 今、お答えいただいた地域おこし協力隊のことですけれども、かなり減額しておりますし、一身上の都合で辞めたことは理解できましたが、その後、どうなるのか。新しい予算書にも計上されておりますし、次の状態はどうなっていくのか、お伺いします。

●中村議長 森総務政策課長。

●森総務政策課長 私から御答弁させていただきます。

地域おこし協力隊につきましては、2 名の方が辞められましたので、今、ゼロの状況でございます。

ただ、募集はしてございまして、いろいろな目的ごとに募集をしているところでございますが、来年度、健康スポーツ振興推進に係る募集の申込みがございました。その協力隊の方につきましては、新年度の4月1日から活動を行っていただく予定となっております。

なお、ほかの部門につきましては、引き続き募集をかけておりますので、少しでも多くの方に来ていただくよう、努力してまいります。

以上です。

●中村議長 7 番大谷議員。

●7 番大谷議員 辞めた理由は一身上の都合ということで、それ以上は踏み込めないと思いますけれども、まちづくりについて重要な部署でありますので、検証しておくことが必要ではないかと思いますが、検証したのかどうか。

●中村議長 森総務政策課長。

●森総務政策課長 お二人から辞退したいというお話をいただいたときは、いろいろな事情をお伺いし、何とか続けていただけないかというお話もさせていただいたのですが、御本人の今後のことを考えて、早めに対応したいということで、残念ながら辞めていかれたというところでございます。

それについては、今後、協力隊の受入れ体制とか、これをフォローする、そういったことについても改めて考えていかなければいけないと認識してございます。より協力隊の方が活動しやすいような環境づくりに努めてまいりたいと思います。

以上です。

●中村議長 7 番大谷議員。

●7 番大谷議員 この人たちは家族で入ってきておりましたし、学校にも通っていた

だいておりました。豊頃町の人口の減少にも響いてくると思っておりますが、そのことについて、今後、どのように考えていくのか。

●中村議長 森総務政策課長。

●森総務政策課長 議員のおっしゃるとおり、地域おこし協力隊については、地域の振興もそうですが、定住人口の意味合いが強くあると思います。

そういった部分も含めて、今回については残念な結果になったかなと思いますが、そういった部分も忘れずに、そういった視点を持ちながら、この事業を進めていきたいと思っております。

以上です。

●中村議長 ほか質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。

40 ページ、2 項徴税費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 項戸籍住民基本台帳費。

(質 疑 な し)

●中村議長 4 項選挙費。

(質 疑 な し)

●中村議長 5 項統計調査費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 款民生費 1 項社会福祉費。

(質 疑 な し)

●中村議長 50 ページ 2 項児童福祉費。

1 番小笠原議員。

●1 番小笠原議員 1 点御質問します。

55 ページ、4 目児童措置費の次世代育成支援金について伺います。こちらの予算が333万円の減額となっておりますが、理由を伺います。

●中村議長 鎚木福祉課長。

●鎚木福祉課長 私から御答弁申し上げます。

議員御質問の次世代育成支援金でございますが、この支援金の内容につきましては、出産祝金、健全育成支援金、保育所通所支援金の3点から成り立っているものでございます。

このうち、今回、減額になった一番大きな理由といたしましては、出産祝金でございます。

当初予算で、第1子10名、第2子5名、第3子以上で5名の計20名で予算を計上していたところですが、今年度につきましては、実際にご出産されたのが第1子で1人、第2子で4人、第3子以上で1人、計6人の出生となっております。

この後、今月中にあと2世帯で第1子が2名生まれる予定でございまして、計8名の予定となっております。

当初20名で見ていたものが8名になっているものですから、この部分の減額幅が非常に大きいということでございます。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

5番藤田議員。

●5番藤田議員 関連でお聞きしたいと思います。

次世代育成支援金については、出生数が少なかったということで減額になっているかと思うのですが、そのほか、健全育成支援金、保育所通所支援金等の状況についてお聞かせ願いたいと思います。

●中村議長 鍋木福祉課長。

●鍋木福祉課長 ただいまの御質問の健全育成支援金、保育所通所支援金につきましても、支給の減額がございます。

健全育成支援金は誕生日ごとに10万円を支給する事業でございしますが、当初の予算と比較して8人少ない80万円の減額。

それから、保育所通所支援金につきましても、70人で計上しているところ、61人で、9人の減少幅がございまして、43万円の減額となっております。

先ほど申し上げました出産祝金と合わせて333万円の減額となっているところでございます。

以上です。

●中村議長 5番藤田議員。

●5番藤田議員 この支援金についての把握と対象者について聞きたいと思うのですが、これは条例でなく要綱ということで、我々はなかなか目につかない内容なのですが、その辺の通知はどのような形で対象者にされているのかを教えてください。

●中村議長 鍋木福祉課長。

●鍋木福祉課長 私から御答弁申し上げます。

出産祝金につきましては、お子さんが生まれると出生届を提出しに窓口へいらっしゃいます。その際に、児童手当もございしますので、児童手当と合わせて出産祝金の申請を出していただいているところでございます。

健全育成支援金、保育所通所支援金につきましては、保育所通所支援金は保育所に通所している保護者が対象になりますから、保育所から健全育成支援金も合わせて通知しています。

対象者が分かっていますので、住定日が決まって、住民基本台帳に載っている人が対象になっておりますので、個別に通知をして、申請を上げていただき、支給しているというものでございます。

以上です。

●中村議長 5番藤田議員。

●5番藤田議員 確認したいのですけれども、あくまでも本人の申請に基づいての支給になるのですか。

●中村議長 鎗木福祉課長。

●鎗木福祉課長 いずれも本人の申請があつて初めて支給するというものでございますが、広報でも周知しておりますし、それぞれ対象者が分かっておりますので、個別に通知申し上げて、申請書も送らせていただいて、申請書を出していただいているというところでございます。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。

54ページ、4款衛生費1項保健衛生費、

(質 疑 な し)

●中村議長 60ページ、2項簡易水道費。

(質 疑 な し)

●中村議長 5款農林水産業費1項農業費。

説明第1号。

小野産業課長。

●小野産業課長 予算説明書1ページ目を御覧ください。

説明第1号道営農地整備事業の施行について御説明いたします。

令和7年度繰越明許費におきまして、農業生産性の向上を図るため、道営農地整備事業を施行することとし、第5款農林水産業費に予算計上したものでございます。

事業概要について御説明いたします。

初めに、事業名、茂岩地区でございますが、全体事業費1億9,080万円、事業予算額3,243万6,000円、負担割合は17パーセントであります。

事業内容につきましては、区画整理を面積60.1ヘクタール実施いたします。

なお、継続事業でございます。

次に、事業名、二宮西地区でございますが、全体事業費 8,000 万円、事業予算額 1,360 万円、負担割合は 17 パーセントであります。

事業内容につきましては、区画整理を面積 28.0 ヘクタール実施いたします。

なお、継続事業でございます。

本事業につきましては、国の補正予算にて配分されたものでございますけれども、冬期間の事業執行が困難なことから、翌年度へ予算を繰り越しまして、事業を実施するものであります。

事業の概要につきましては、以上であります。

また、道営農地整備事業の施工位置につきまして、裏面の 2 ページに茂岩地区、3 ページに二宮西地区の区画整理位置を示してございますので、ご参照ください。

事業実施主体は北海道でございます。

説明は以上でございますので、よろしく御審議お願いいたします。

●中村議長 質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。

62 ページ、2 項畜産業費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 項林業費。

(質 疑 な し)

●中村議長 66 ページ、4 項水産業費。

(質 疑 な し)

●中村議長 6 款商工費 1 項商工費。

1 番小笠原議員。

●1 番小笠原議員 1 点質問いたします。

69 ページの 2 目観光費の中の観光地電子地図システム利用料についてお伺いいたします。49 万 5,000 円の減額となっておりますが、こちらの減額理由についてお伺いいたします。

●中村議長 小野産業課長。

●小野産業課長 御答弁申し上げます。

今回、減額しました観光地電子地図システム利用料 49 万 5,000 円でございますけれども、本年 6 月補正で予算を計上させていただきました電子マップ観光地図の作成委託料につきまして、当初、ジュエリーアイスの観光シーズンに間に合うよう、年内の 12 月いっぱいでは何とか観光地図の運営を開始し、その後、年明け 3 か月分の利用料ということで予算を計上していたところでございますが、観光マップの事業の

執行が3月いっぱいまでかかっている状況で、何とか新年度の4月1日から運用を開始できるよう、現在、進めているところであります。

これらを踏まえ、今年度は利用料が必要なくなるということで、全額減額をさせていただきます。

以上です。

●中村議長 1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 ジュエリーアイスのシーズンに間に合わなかったのは、ちょっともったいなかったなと思っているところでございますけれども、こちらは4月から運用を開始したいというお話がありました。

この公開の方法については、前回の6月の補正予算の審議でも伺ったのですが、改めて、例えば豊頃町のホームページですとか、観光協会で公開するのか、こういったところの詳細が決まっていたら、教えていただけますでしょうか。

●中村議長 小野産業課長。

●小野産業課長 御答弁申し上げます。

公開の仕方につきましては、以前も申し上げたかもしれないのですが、まずはホームページ等で周知して、基本的に電子媒体になりますので、QRコードが一つあれば、すべてそこに繋がる仕組みとなっております。

ですので、QRコードだけのチラシというか配布物を用意して、各観光地へ置いたり、本町の観光協会もPRに参加したりしていただきながら、あらゆるところでQRコードの掲載をしていこうと考えております。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。

7款土木費 1項土木管理費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2項道路橋梁費。

(質 疑 な し)

●中村議長 74ページ、3項住宅費。

(質 疑 な し)

●中村議長 4項河川費。

(質 疑 な し)

●中村議長 5項施設費。

(質 疑 な し)

●中村議長 6項公共下水道費。
(質 疑 な し)

●中村議長 8款消防費1項消防費。
(質 疑 な し)

●中村議長 2項災害対策費。
(質 疑 な し)

●中村議長 9款教育費1項教育総務費。
(質 疑 な し)

●中村議長 2項小学校費。
(質 疑 な し)

●中村議長 3項中学校費。
(質 疑 な し)

●中村議長 4項社会教育費。
(質 疑 な し)

●中村議長 5項保健体育費。
5番藤田議員。

●5番藤田議員 学校給食費の工事請負費と、それに伴う繰越明許費の差額についてお伺いしたいと思います。

352万円の減額で、改めて330万円という、その差額はどのようになったのか、お聞きしたいと思います。

●中村議長 齋藤教育課長。

●齋藤教育課長 御答弁申し上げます。

本工事は昨年7月28日の入札におきまして、330万円で落札され、契約しているところがございます。入札残の22万円を減額した330万円を、繰越明許費として予算計上させていただきました。

以上です。

●中村議長 5番藤田議員。

●5番藤田議員 当初予算より減額になったということは、何かで安くなってよかったという意味で捉えていいのでしょうか。

●中村議長 齋藤教育課長。

●齋藤教育課長 御答弁申し上げます。

本事業は、指名競争入札で行われたものでございますので、その中で減額になったということです。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に進みます。

10 款災害復旧費 1 項公共土木施設災害復旧費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 項農業用施設災害復旧費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 項林業用施設災害復旧費。

(質 疑 な し)

●中村議長 4 項文教施設災害復旧費。

(質 疑 な し)

●中村議長 5 項その他公共施設・公用施設災害復旧費。

(質 疑 な し)

●中村議長 11 款公債費 1 項公債費。

(質 疑 な し)

●中村議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、5 ページ、第 2 表繰越明許費補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、6 ページ、第 3 表債務負担行為補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 次に、7 ページから 8 ページまでの第 4 表地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 議案第10号

●中村議長 日程第6 議案第10号令和7年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

鎗木福祉課長。

●鎗木福祉課長 議案第10号令和7年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

補正予算書101ページを御覧ください。

第1条歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,916万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,054万6,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から御説明いたします。

112ページをお開き願います。

第1款総務費1項総務管理費から道国保連合会負担金105万4,000円を減額するなど、計122万2,000円を減額。

2項運営協議会費から国保運営協議会委員報酬4万9,000円を減額するなど、計10万4,000円を減額。

2款保険給付費1項療養諸費において、1目被保険者療養給付費から療養給付費3,000万円を減額、2目被保険者療養費から療養費50万円を減額、114ページ、3目審査支払手数料から審査支払手数料10万円を減額し、計3,060万円を減額。

2 項高額療養費において、1 目被保険者高額療養費から高額療養費 4 0 0 万円を減額、2 目被保険者高額介護合算療養費から 9 万円を減額し、計 4 0 9 万円を減額。

4 項出産育児諸費から、出産育児一時金 3 0 0 万円を減額。

5 項葬祭諸費から、葬祭費 9 万円を減額。

1 1 6 ページ、4 款保健事業費 1 項特定健康診査等事業費から特定健診受診率向上支援等事業 2 6 万 7, 0 0 0 円を減額するなど、計 5 3 万 3, 0 0 0 円を減額。

2 項保健事業費に特定健診 7 万 9, 0 0 0 円を追加。

5 款基金積立金、1 項基金積立金に国民健康保険基金 2 万 4, 0 0 0 円を追加。

1 1 8 ページ、6 款諸支出金 2 項国保診療報酬支払基金委託金から一時借入金利子 1 7 万 3, 0 0 0 円を減額。

3 項一般会計繰出金に一般会計繰出金 5 4 万 2, 0 0 0 円を追加するものであります。

次に、歳入につきましては 1 0 8 ページを御覧ください。

1 款国民健康保険税 1 項国民健康保険税に医療給付費分現年課税分 8 8 2 万円を追加、後期高齢者支援金分現年課税分 4 2 6 万 1, 0 0 0 円を追加するなど、計 1, 5 3 8 万 3, 0 0 0 円を追加。

3 款道支出金 1 項道補助金から普通交付金 4, 0 2 7 万 3, 0 0 0 円を減額、特別交付金に 5 0 万 4, 0 0 0 円を追加し、計 3, 9 7 6 万 9, 0 0 0 円を減額。

4 款財産収入 1 項財産運用収入に国民健康保険基金積立金利子 2 万 4, 0 0 0 円を追加。

1 1 0 ページ、5 款繰入金 1 項他会計繰入金において、保険基盤安定繰入金に保険料軽減分及び保険者支援分を合わせて 2 0 1 万円を追加、職員給与費等繰入金から 1 3 2 万 6, 0 0 0 円を減額するなど、計 2 6 万 4, 0 0 0 円を追加。

2 項基金繰入金から国民健康保険基金繰入金 2, 9 0 0 万円を減額。

6 款繰越金 1 項繰越金に前年度繰越金 1, 1 4 4 万円を追加。

7 款諸収入 2 項雑入に療養給付費等第三者納付金 1 9 7 万 8, 0 0 0 円を追加するなど、計 2 4 9 万 1, 0 0 0 円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるよう、お願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。1 0 8 ページをお開きください。

1 款国民健康保険税。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 款道支出金。

(質 疑 な し)

●中村議長 4 款財産収入。

(質 疑 な し)

●中村議長 5 款繰入金。

(質 疑 な し)

●中村議長 6 款繰越金。

(質 疑 な し)

●中村議長 7 款諸収入。

(質 疑 な し)

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1 1 2 ページ、1 款総務費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 款保険給付費。

(質 疑 な し)

●中村議長 1 1 6 ページ、4 款保健事業費。

(質 疑 な し)

●中村議長 5 款基金積立金。

(質 疑 な し)

●中村議長 6 款諸支出金。

(質 疑 な し)

●中村議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 1 0 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第11号

●中村議長 日程第7 議案第11号令和7年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

鎚木福祉課長。

●鎚木福祉課長 議案第11号令和7年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第4号)について御説明いたします。

補正予算書121ページを御覧ください。

第1条歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ701万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,079万6,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から御説明いたします。

134ページをお開き願います。

1款総務費1項総務管理費において普通旅費10万9,000円を減額、介護保険システムガバメントクラウドリフト・シフト改修から45万5,000円を減額するなど、計70万9,000円を減額。

2項徴収費から印刷費9万円を減額するなど、計13万円を減額。

3項介護認定審査会費において、1目介護認定審査会費から認定審査会共同設置負担金41万9,000円を減額、2目認定調査等費から主治医意見書作成料15万円を減額するなど、計65万9,000円を減額。

136ページ、2款保険給付費1項介護サービス等諸費から居宅介護サービス給付費300万円を減額。

2項介護予防サービス等諸費から地域密着型介護予防サービス給付費100万円を減額。

5項高額医療合算介護サービス等費から高額医療合算介護サービス費30万円を減額するなど、138ページ、計35万円を減額。

3款地域支援事業費1項介護予防・生活支援サービス事業費において、1目介護予防・生活支援サービス事業費から介護予防・生活支援サービス事業負担金59万円を

減額、2目介護予防ケアマネジメントから介護予防ケアマネジメント業務12万2,000円を減額するなど、計75万9,000円を減額。

140ページ、2項一般介護予防事業費から教材費など8万8,000円を減額。

3項包括的支援事業・任意事業費において、1目包括的支援事業費から介護予防サービス計画作成13万円、介護支援専門員更新手続受講料12万6,000円を減額、4目認知症総合支援事業費から普通旅費5万円を減額するなど、142ページ、計45万3,000円を減額。

4款基金積立金1項基金積立金に介護給付費準備基金3万円を追加。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金に国庫支出金等精算返還金10万6,000円を追加するものであります。

次に、歳入につきましては128ページを御覧ください。

1款介護保険料1項介護保険料に209万4,000円を追加。

2款使用料及び手数料1項手数料に介護予防サービス計画手数料20万円を追加。

3款国庫支出金2項国庫補助金において、1目調整交付金から介護給付費調整交付金179万5,000円を、3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）から21万1,000円をそれぞれ減額し、4目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）に51万2,000円を、5目保険者機能強化推進交付金に2万円を、7目保険者努力支援交付金に19万4,000円をそれぞれ追加し、計128万円を減額。

4款道支出金1項道負担金から1目介護給付費負担金219万6,000円を減額。

130ページ、2項道補助金において、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）から10万5,000円を減額、2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）に25万4,000円を追加し、計14万9,000円を追加。

5款支払基金交付金1項支払基金交付金において、1目介護給付費交付金から646万4,000円を減額、2目地域支援事業支援交付金から114万2,000円を減額するなど、計705万6,000円を減額。

6款財産収入1項財産運用収入に介護給付費準備基金積立金利子3万円を追加。

7款繰入金1項他会計繰入金において、地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）124万6,000円を減額、132ページ、その他繰入金に269万7,000円を追加するなど、計110万7,000円を追加。

9款諸収入2項雑入から生きがいデイサービス利用者負担金6万円を減額するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。128ページをお開きください。

1 款介護保険料。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 款使用料及び手数料。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●中村議長 4 款道支出金。

(質 疑 な し)

●中村議長 5 款支払基金交付金。

(質 疑 な し)

●中村議長 6 款財産収入。

(質 疑 な し)

●中村議長 7 款繰入金。

(質 疑 な し)

●中村議長 9 款諸収入。

(質 疑 な し)

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。134ページをお開きください。

1 款総務費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 款保険給付費。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 款地域支援事業費。

(質 疑 な し)

●中村議長 142ページ、4 款基金積立金。

(質 疑 な し)

●中村議長 5 款諸支出金。

(質 疑 な し)

●中村議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

(質 疑 な し)

●中村議長 これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 11 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 12 号

●中村議長 日程第 8 議案第 12 号令和 7 年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

鎚木福祉課長。

●鎚木福祉課長 議案第 12 号令和 7 年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

補正予算書 145 ページを御覧ください。

第 1 条歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,924 万 3,000 円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から御説明いたします。

154 ページをお開き願います。

1 款総務費 1 項総務管理費において、システムガバメントクラウドリフト・シフト改修から 13 万 3,000 円を、子ども・子育て支援金制度改正対応システム改修から 10 万 1,000 円を減額するなど、計 32 万 2,000 円を減額。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 項後期高齢者医療広域連合納付金から保険料等負担金 5 7 万 1, 0 0 0 円を減額するものであります。

次に、歳入につきましては 1 5 2 ページを御覧ください。

1 款後期高齢者医療保険料 1 項後期高齢者医療保険料から 7 3 万 1, 0 0 0 円を減額。

2 款繰入金 1 項他会計繰入金から事務費等繰入金 2 2 万 9, 0 0 0 円を減額。

3 款繰越金 1 項繰越金に前年度繰越金 1 6 万円を追加。

4 款諸収入 3 項雑入に広域連合特別調整交付金 9, 0 0 0 円を追加。

5 款国庫支出金 1 項国庫補助金から子ども・子育て支援事業費補助金 1 0 万 2, 0 0 0 円を減額するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。1 5 2 ページをお開きください。

1 款後期高齢者医療保険料。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 款繰入金。

(質 疑 な し)

●中村議長 3 款繰越金。

(質 疑 な し)

●中村議長 4 款諸収入。

(質 疑 な し)

●中村議長 5 款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。1 5 4 ページをお開きください。

1 款総務費。

(質 疑 な し)

●中村議長 2 款後期高齢者医療広域連合納付金。

(質 疑 な し)

●中村議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 12 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 13 号

●中村議長 日程第 9 議案第 13 号令和 7 年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

鍋木福祉課長。

●鍋木福祉課長 議案第 13 号令和 7 年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第 3 号）について御説明いたします。

補正予算書 157 ページを御覧ください。

第 1 条歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 422 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 524 万 4,000 円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から御説明いたします。

166 ページをお開き願います。

2 款歯科診療所費 1 項歯科診療所費において、1 目歯科診療所管理費から X 線撮影装置 172 万円、2 目歯科診療所運営費から診療報酬 250 万円を減額するなど、計 422 万円を減額。

次に、歳入につきましては、164 ページを御覧ください。

1 款財産収入 1 項財産運用収入から職員住宅貸付 40 万円を減額。

2 款繰入金 1 項他会計繰入金において、豊頃医院管理費に 40 万円を追加、歯科診

療所管理費から22万円を減額し、計18万円を追加。

4款諸収入1項診療報酬収入から250万円を減額、3目支払基金交付金に地域診療情報連携推進費補助金20万円を追加。

5款町債1項町債から医療機器整備事業170万円を減額するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。164ページをお開きください。

1款財産収入。

(質 疑 な し)

●中村議長 2款繰入金。

(質 疑 な し)

●中村議長 4款諸収入。

(質 疑 な し)

●中村議長 5款町債。

(質 疑 な し)

●中村議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

166ページ、2款歯科診療所費。

(質 疑 な し)

●中村議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、160ページ、第2表地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第14号

●中村議長 日程第10 議案第14号令和7年度豊頃町簡易水道事業会計補正予算(第7号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

田中施設課長。

●田中施設課長 議案第14号令和7年度豊頃町簡易水道事業会計補正予算(第7号)について御説明いたします。

簡易水道事業会計補正予算書1ページをお開きください。

第2条収益的収入及び支出について御説明いたします。

収益的収入及び支出の補正内容につきまして、6ページ、7ページをお開き願います。

7ページの収益的支出から御説明いたします。

1款簡易水道事業費用1項営業費用において、1目原水及び浄水費に薬品費2万5,000円を追加するなど、計2万5,000円を追加。

2目配水及び給水費から配水池清掃100万円を減額するなど、計157万3,000円を減額。

5目総係費からスマートメーターシステム導入967万7,000円を減額するなど、計1,026万7,000円を減額。

6目減価償却費に有形固定資産減価償却費364万1,000円を追加。

2項営業外費用から令和7年度事業期間分消費税及び地方消費税100万円を減額するなど、計141万3,000円を減額。

次に、6ページの収益的収入について御説明いたします。

1款簡易水道事業収益1項営業収益から水道料金400万円を減額。

2項営業外収益から一般会計補助金481万3,000円を減額するなど、計836万3,000円を減額。

1ページに戻りまして、第2条予算第3条本文なお書きを「なお、営業費用中総係

費委託料のうち公営企業会計支援 3 5 2 万円及びスマートメーターシステム導入 4, 3 3 2 万 3, 0 0 0 円の財源にあてるため、企業債 2, 5 0 0 万円を借り入れる。」に改める。

次に、第 3 条資本的収入及び支出について御説明いたします。

資本的収入及び支出の補正内容につきましては、8 ページ、9 ページをお開き願います。

9 ページの資本的支出から御説明いたします。

1 款資本的支出 1 項建設改良費において、1 目建設改良費から大津漁港水道管移設補償工事 1 6 5 万円を減額するなど、計 2 9 5 万 9, 0 0 0 円を減額。

2 目有形固定資産購入費から用地等買収費 9 0 万円を減額。

次に、8 ページの資本的収入について御説明いたします。

1 款資本的収入 1 項企業債から茂岩簡易水道基幹的施設改良事業 1 3 0 万円を減額。

7 項負担金に移設補償費 1 9 5 万 6, 0 0 0 円を追加。

1 ページに戻りまして。第 3 条予算第 4 条本文括弧書きを「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4, 9 5 2 万 7, 0 0 0 円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5 0 9 万 8, 0 0 0 円、損益勘定留保資金 4, 4 4 2 万 9, 0 0 0 円で補てんするものとする。）」に改める。

次に、2 ページに移りまして、第 4 条予算第 5 条に定めた起債の限度額 1 億 2, 6 6 0 万円を 1 億 2, 0 7 0 万円に改める。

第 5 条予算第 9 条に定めた他会計からこの会計へ補助を受ける金額を 1 億 1, 5 5 4 万 6, 0 0 0 円に改め、定めるものであります。

なお、今回の補正により、1 1 ページから 1 3 ページに掲載の予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表に記載の金額が変更になっておりますので、お目通しのほど、お願いいたします。

以上でありますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。令和 7 年度豊頃町簡易水道事業会計予算事項別明細書により、収益的収入を款ごとに質疑を受けます。6 ページをお開きください。

1 款簡易水道事業収益。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 次に、7 ページ、収益的支出についても款ごとに質疑を受けます。

1 款簡易水道事業費用。

1 番小笠原議員。

● 1 番小笠原議員 スマートメーターシステムの導入について、1 点御質問いたします。

昨年 6 月の補正予算の審議の際に、事業詳細やスケジュール等について伺ったところではありますが、質問した際に、このスマートメーターのシステムに関しては、来年度の 4 月から運用開始という話を伺ってございましたけれども、こちらの運用開始時期は当初の予定どおりになるのか、またスマートメーターの設置の進捗状況についてもお伺いさせてください。

● 中村議長 田中施設課長。

● 田中施設課長 御答弁いたします。

補正予算計上のときにお示ししました予定、令和 8 年度の 4 月から運用することで進めておりまして、委託業務の進捗状況も予定どおり進んでおります。

補正予算の計上後、公募型プロポーザル方式により業者を選定いたしまして、現在、その設置を進めております。

1, 8 0 0 台程度を当初設置する予定でありましたが、現在、設置可能な箇所 1, 7 4 5 台を設置完了しておりまして、通信の電波が届かない部分等、5 0 台から 6 0 台程度、設置できていない部分がありまして、今後、その辺りの運用、通信ができるように改善する方法があるのかどうか、それか従来どおり検針員による検針を進めていくか、検討していきたいと考えております。

運用につきましては、4 月に開始できるものとみて進めております。

以上でございます。

● 中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

● 中村議長 次に、資本的収入についても款ごとに質疑を受けます。8 ページをお開きください。

1 款資本的収入。

(質 疑 な し)

● 中村議長 次に、9 ページ、資本的支出についても款ごとに質疑を受けます。

1 款資本的支出。

(質 疑 な し)

● 中村議長 次に、2 ページに戻り、第 4 条企業債及び第 5 条他会計からの補助金について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

● 中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第15号

- 中村議長 日程第11 議案第15号令和7年度豊頃町公共下水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

田中施設課長。

- 田中施設課長 議案第15号令和7年度豊頃町公共下水道事業会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

公共下水道事業会計補正予算書15ページをお開きください。

第2条収益的収入及び支出について御説明いたします。

収益的収入及び支出の補正内容につきまして、20ページ、21ページを御覧ください。

21ページの収益的支出から御説明いたします。

1款下水道事業費用1項営業費用において、1目管渠費から管渠修繕料100万円を減額、3目処理場費から脱水ケーキ処分40万円を減額するなど、計54万3,000円を減額。

5目総係費から事業計画変更417万円を減額するなど、計486万円を減額。

6目減価償却費に有形固定資産減価償却費21万6,000円を追加。

2項営業外費用から令和7年度事業期間分消費税及び地方消費税600万円を減額。

次に、20ページ、収益的収入について御説明いたします。

1款下水道事業収益2項営業外収益から一般会計補助金1,532万6,000円を減額するなど、1,719万4,000円を減額。

15ページに戻りまして、第2条予算第3条本文なお書きを「なお、営業費用中総係費委託料のうち公営企業会計支援352万円の財源にあてるため、企業債350万円を借り入れる。」に改める。

次に、第3条資本的収入及び支出について御説明いたします。

資本的収入及び支出の補正内容につきましては、22ページ、23ページをお開きください。

23ページの資本的支出から御説明いたします。

1款資本的支出1項建設改良費において、1目管渠建設改良費から大津漁港下水道管移設補償工事45万5,000円を減額、3目処理場建設改良費から下水道施設改築更新工事1,202万円を減額するなど、計1,230万6,000円を減額。

次に、22ページの資本的収入について御説明いたします。

1款資本的収入1項企業債から社会資本整備総合交付金事業670万円を減額、6項補助金から国庫補助金521万円を減額、7項負担金及び分担金に移設補償費437万5,000円を追加するなど、計425万5,000円を追加。

15ページに戻りまして、第3条予算第4条本文括弧書きを「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,009万4,000円は、損益勘定留保資金5,009万4,000円で補てんするものとする。）」に改める。

次に、16ページに移りまして、第4条予算第5条に定めた起債の限度額4,160万円を3,480万円に改める。

第5条予算第9条に定めた他会計からこの会計へ補助を受ける金額を1億4,493万8,000円に改め、定めるものであります。

なお、今回の補正により、25ページから27ページに掲載の予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表に記載の金額が変更になっておりますので、お目通しのほど、お願いいたします。

以上でありますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。令和7年度豊頃町公共下水道事業会計予算事項別明細書により、収益的収入を款ごとに質疑を受けます。20ページをお開きください。

1款下水道事業収益。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 次に、21ページ、収益的支出についても款ごとに質疑を受けます。

1款下水道事業費用。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 次に、資本的収入についても款ごとに質疑を受けます。

22 ページ、1 款資本的収入。

(質 疑 な し)

- 中村議長 次に、23 ページ、資本的支出についても款ごとに質疑を受けます。
1 款資本的支出。

(質 疑 な し)

- 中村議長 次に、16 ページ、第4条企業債及び第5条他会計からの補助金について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。
それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 中村議長 討論なしと認めます。
これから、議案第15号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。
昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前 11 時 51 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

- 中村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 町政執行方針及び教育行政執行方針

- 中村議長 日程第12 令和8年度町政執行方針及び教育行政執行方針についての説明を求めます。

初めに、令和8年度町政執行方針について、説明を求めます。

按田町長。

- 按田町長 令和8年度町政執行方針について御説明申し上げます。
1 ページをお開きください。

はじめに、町長として2期目の2年目を迎えるにあたり、これまでの歩みを礎に、

町政運営のかじ取りを担う責任の重さを改めて胸に刻み、本町のさらなる発展と町民福祉の向上に全身全霊をもって取り組む決意であります。

新年度は、本町の最上位計画であります「第5次豊頃町まちづくり総合計画」後期5か年実施計画がスタートする重要な節目の年であります。

前期の成果と課題を踏まえ、施策の実効性を一層高めながら、将来を見据えた取組を着実に推進し、将来にわたり揺るぎない自治体運営の確立に向け、力強く歩みを進めてまいります。

今後も、本町の基本理念であります「報徳のおしえ」を町政運営の根幹に据え、「やさしさと躍動のふれ愛タウンとよころ」の実現を目指し、町民の皆様と対話を大切にしながら、安心して暮らし続けることのできるまちづくりを不断の決意で推進してまいります。

ここに、令和8年豊頃町議会第1回定例会の開会にあたり、町政執行への所信を申し述べ、町議会をはじめ町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

続きまして、町政に臨む基本姿勢であります。

本町は、報徳のおしえに基づく先達の開拓の精神を礎とし、幾多の困難を乗り越えながら今日のまちの姿を築いてまいりました。

先人の労苦と英知、そして町民の皆様の不断の努力により現在の発展があることに、改めて深い敬意と感謝の念を表するものであります。

我が国の経済は、政府の経済対策や金融環境の支援を背景に緩やかな成長が続けているものの、物価高の影響や原材料・エネルギー価格の高止まり、為替相場の変動などにより、国民生活や地域経済は依然として厳しい局面にあります。

こうした中、政府は、賃上げと成長投資の好循環による経済構造への転換を掲げ、中小企業支援の強化や成長分野への投資、防災・減災対策の充実など、地方経済の再生に向けた取組を進めております。

しかしながら、社会構造や財政環境は大きな転換期にあり、地方においては、少子高齢化の一層の進行、人口減少の加速、担い手不足、地域コミュニティの維持など、構造的かつ複合的な課題に直面しております。

本町においても状況は同様であり、これらの課題に真正面から向き合いながら、総合計画の後期5か年を迎える令和8年度において、取組を一層加速させ、将来にわたり持続可能で自立した自治体運営を確立していかなければなりません。

私は、こうした変革の時代にあつてこそ、町民の皆様と対話を重ね、一人ひとりの声を丁寧に受け止めながら、本町の明確な将来像を示してまいります。

そして、子育て支援の充実、地域産業の振興、防災体制の強化、人材育成とデジタル化の推進などを通じて、誰一人取り残さない包摂的なまちづくりを進め、町民の皆

様が安心して育ち、学び、働き、生きがいと誇りを持って暮らし続けることのできる豊頃町の実現に全力を尽くしてまいります。

次に、主要な施策の推進について申し上げます。

最初に、快適で魅力あるまちづくりであります。

道路網の整備については、幹線道路及び地域の基幹的道路を計画的に整備推進してきたところであります。

新年度においては、幌岡第3幹線及び幌岡西2線の舗装及び長寿命化計画に基づく橋梁の補修を継続して実施してまいります。

また、住民生活や産業活動に支障を来たすことがないように、町道の維持補修、冬期における除排雪など引き続き適切な町道維持管理に努めてまいります。

コミュニティバスは、通学や通院、買い物等、利用者の生活に必要な地域公共交通として利用されています。

一方、人口減少、少子高齢化社会にあって、利用者のニーズは多様化、複雑化しており、公共交通を取り巻く環境は、高齢者を中心とした交通弱者個々の利便の確保という課題も存在しております。

今後、町民の声を反映した交通体系の実現を目指して、持続可能な新しい交通体系の検討を継続して進めてまいります。

行政情報化の推進については、現在、新しい情報をより早く、多くの町民の皆様にお届けするため民間メッセージアプリ「LINE」により、町の出来事などを随時発信しており、防犯情報やごみの収集日の情報など、町民の皆様の役立つ情報を引き続き配信していくとともに、利用者の増加に努めてまいります。

また、行政の基幹システムを国のガバメントクラウドを活用した標準システムに完全移行し、デジタル技術を活用した町民サービスの利便性向上及び行政業務の効率化に取り組んでまいります。

消防・防災対策については、大津地域をはじめとする町内各地域における避難訓練及び職員の災害対応訓練を実施するほか、全町的な自主防災組織の組織化を推進し、防災意識の向上に努めてまいります。

あわせて、自主防災組織を組織している地区を対象に、地域防災倉庫の整備及び防災資機材の充実を図り、地域における防災力の強化に取り組んでまいります。

また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による津波の発生に備え、令和4年度に策定した津波避難対策緊急事業計画に基づき、令和5年度より2か所の津波緊急避難場所へ通じる避難路の整備を進めておりますが、新年度におきましても整備を着実に推進し、大津地域における複数経路による避難体制の確保を図るなど、地域の安全性向上に努めてまいります。

さらに、建築後51年を経過した豊頃消防署庁舎につきましては、昨年発注の改築に係る実施設計業務を着実に進め、将来を見据えた防災拠点としての機能強化を図ってまいります。

あわせて、災害に強いまちづくりの実現に向け、防災・減災対策のさらなる充実に取り組んでまいります。

交通安全対策については、各関係機関と協力、連携を図りながら、第12次豊頃町交通安全計画に基づいた期別ごとの運動を展開するとともに、交通事故を未然に防止するための環境づくりに努め、交通死亡事故ゼロの維持を目指してまいります。

防犯対策については、近年多発するSNSを利用した特殊詐欺や高齢者を狙った強盗事件など、多様化する犯罪被害を未然に防止するため、町広報紙やLINEを活用した情報提供と啓発に努めるとともに、振込め詐欺や迷惑電話等に抑止効果が期待される電話録音装置の高齢者世帯への設置を推進するなど、安心して暮らせる地域づくりに努めてまいります。

住環境の整備については、茂岩末広町団地は建替・個別改善計画に基づき除却工事を行います。

また、茂岩栄町A団地及びドリームタウン団地においては、屋根改修や外壁塗装など、住宅の長寿命化を目的とした個別改善工事を実施し、町民が安心して暮らせる住環境の整備に努めてまいります。

空き家等の対策については、令和6年10月に策定した「第2期豊頃町空家等対策計画」に基づき、「空家等の利活用の推進」、「発生予防・適正管理の啓発」、「老朽空家等の除却の促進」を3つの柱に掲げ、住環境の保全と安全・安心な暮らしの実現のため環境整備を進めます。

簡易水道事業については、茂岩簡易水道基幹的施設改良事業において、老朽化した配水管の更新工事を目的に、湧洞地区配水管布設替工事を実施するとともに、二宮浄水場の機能回復、水質改善を図るなど、良好な水道水の安定供給に努めてまいります。

公共下水道については、下水道ストックマネジメント計画に基づき茂岩下水浄化センターの施設改築更新工事を実施するとともに、マンホールや下水管渠の補修により適切な維持管理に努めてまいります。

また、下水道区域以外を対象とする合併処理浄化槽設置に対しては、継続して助成をしてまいります。

廃棄物の処理と環境保全対策については、本町の廃棄物処理基本計画に基づき十勝圏複合事務組合に加盟し、中間処理及び最終処分を適正かつ計画的に行うとともに、ごみ減量化の意識が高まるよう啓発に努め、リサイクルを主とした循環型社会の構築

を進めてまいります。

また、十勝圏複合事務組合による新中間処理施設の令和10年4月供用に向け、構成市町村と連携し、円滑に事業を推進してまいります。

令和6年3月に表明した「ゼロカーボン宣言」のもと、脱炭素社会の実現に向けた取組を着実に推進してまいります。

新年度におきましても、カーボンニュートラルへの理解促進を図るとともに、住宅用太陽光発電設備や蓄電設備の導入支援、電気自動車等の購入支援、省エネ家電への買換え支援などを継続し、温室効果ガス排出量の削減を着実に前進させてまいります。

さらに、行政機関における排出量削減の取組として、総合体育館アリーナや大津地域コミュニティセンター等の照明LED化を実施するなど、町民と一体となって脱炭素社会の実現に向けた歩みを一層加速してまいります。

公園緑地の整備については、豊頃南町の公園整備や、茂岩山自然公園パーゴラの改修を実施してまいります。

また、公園遊具の点検整備を行うなど適切な維持管理に努めるとともに、茂岩山自然公園をはじめとする各公園の利用者増加につながる環境整備を図ってまいります。

移住・定住対策につきましては、本町の住民基本台帳人口が令和8年1月末現在2,765人となり、前年同月比で90人、率にして3.2パーセントの減少となっております。人口減少と少子高齢化の対応は、引き続き重要な課題であります。

こうした状況を踏まえ、町外への人口流出の抑制と定住促進を図るため、子育て支援策全体について見直しを行い、出産から高校卒業までライフステージに応じた切れ目のない支援体制へと改めました。

次世代育成支援金をはじめ、入学祝金、修学旅行交付金、高等学校等就学助成金など各制度の内容を再整理し、子育てに係る支出の実情を踏まえた支援配分へと見直すことで、小・中学生の修学旅行交付金や高等学校等就学助成金の増額、高校生への入学祝金及び修学旅行交付金の創設など、各世代に応じてバランスの取れた支援の充実を図ってまいります。

さらに、町内で新築住宅や中古住宅を取得される方への助成や町外通勤者への通勤助成を継続するとともに、新たに町内就業者定住促進事業補助金を創設し、奨学金返還や町内転入費用を支援するなど、住宅取得と就労支援の両面から施策を展開し、地域に新たな労働力を呼び込み、定住基盤の強化を図ってまいります。

次に、豊かな資源を生かしたまちづくりであります。

農業を取り巻く状況は、気候変動による栽培適地の変化、国内人口の減少に伴う国内需要の減少に加え、農業従事者の減少による担い手の確保やスマート農業の導入、

世界情勢の不安定化に伴う資材高騰の長期化、環境に配慮した生産基盤の確立など課題が山積しており、国では令和6年に「食料・農業・農村基本法」を改正し、生産基盤の強化はもとより、食料安全保障と環境への配慮を両立させる方向へ大きく舵を切り政策を進めています。

本町としても国の政策を注視しながら、農業が直面している課題に取り組む必要があります。

畑作においては、湿害対策として明渠排水整備事業や緊急農地基盤整備事業を実施するとともに、圃場の区画整理など生産性の向上に資する対策として事業者の負担軽減を図りつつ、道営土地改良事業を継続してまいります。

また、新たな事業として営農用水確保への支援を実施することとし、省力化やコスト削減による農業経営の安定化を図りつつ、農地の面的機能や農村の共同活動を支援する多面的機能支払交付金事業や中山間地域等直接支払交付金事業、農作物の食害等に対する鳥獣被害防止対策事業を実施するなど、持続可能な地域農業の確立に向けた取組を進めてまいります。

畜産業においては、近年発生の相次ぐ家畜伝染病について、ワクチン接種を中心とした予防体制の充実を図るとともに、豊頃町家畜自衛防疫組合を中心に家畜保健衛生所等の関係機関及び生産者と連携しながら対応し、引き続き家畜疾病対策事業の強化をしていくこととします。

また、畜産経営・維持に関しては、昨今の人件費及び飼料価格の高騰などにより依然厳しい状況にあることから、畜産基盤の整備を図るため公社営事業畜産担い手育成整備事業及び家畜飼養用水への補助事業を継続して実施するとともに、畜産・酪農収益力強化整備事業（クラスター事業）など国や北海道の支援策と呼応しながら、生産性の向上と経営の安定化に向けた取組を実施してまいります。

さらには、令和9年8月に十勝で開催される全国和牛能力共進会に向け、豊頃町和牛生産改良組合による飼養管理技術の向上に向けた生産改良事業を継続して支援してまいります。

森林は、豊かな水や空気をもたらすだけでなく、土砂災害の防止や地球温暖化の防止など、多面的な機能を有する財産であります。

林業振興については、森林資源は町民の生活や産業に密接に結び付いており、これらの資源の循環利用を促進するため、豊かな森づくり推進事業や森林環境譲与税の活用により、一般民有林の森林整備を推進します。

町有林においては、ドローンを活用して効果的に現況を捉え、新植や間伐など町有林造林事業を継続しながら森林資源の維持増進を図るとともに、温室効果ガスの吸収量を森林クレジットとして国などが認証する制度である J-クレジットに取り組み、

森林整備を加速させるとともにカーボンニュートラルを目指してまいります。

また、森林の適切な管理及び作業の効率化に欠かせない林道について、維持補修を継続しながら、必要な林道開設事業を実施してまいります。

エゾシカなどの鳥獣対策については、猟友会の協力を得ながらドローンを活用して効果的な有害鳥獣捕獲活動を行い、被害の抑制に努めるとともに、ヒグマの出没が多くなっていることから、町民の生命と財産を守るため、関係機関と連携して迅速に対応してまいります。

漁業振興については、近年の海洋環境の変化等により、本町の主要漁業であるサケ定置網漁業をはじめ、ケガニ、ホッキ、シシヤモ、エゾバイといった各種漁業において、極めて深刻な不漁が続いております。

これら主要漁業の不漁は、漁業経営に大きな影響を及ぼしていることから、関係機関と連携し、不漁原因の把握や資源回復に向けた取組の動向を注視するとともに、漁業機器の更新等への支援を実施することとし、漁業者の経営安定を図ってまいります。

また、主要漁業の不漁を補完し、将来にわたり安定した水産物の供給体制を構築するため、近年取組を進めているカキ養殖事業や各種増殖事業については、引き続き継続的な支援を行い、安定生産に向けた体制強化を図ってまいります。

これにより、本町沿岸における新たな収益基盤の確立と、水産業の持続的な発展に努めてまいります。

漁港整備につきましては、国による岸壁及び道路への屋根施設整備による衛生管理対策が進められており、新年度において整備が完了する予定であります。

今後は当該施設の有効利用を検討していくとともに、高度衛生管理下で扱われた水産物の販路拡大への支援やふるさと納税との連携など、漁業振興に資する取組を推進してまいります。

商工業の振興につきましては、近年の物価高騰による町民の皆様の消費の下支えを目的にプレミアム付商品券発行事業を継続して実施し、町内での消費の拡大と経済の活性化を促進してまいります。

また、商店街では経営者の高齢化や後継者問題等により商工業者が減少し、空き店舗等が点在しており、今後周遊性や活気の低下が懸念されることから、町民の皆様の利便性の維持向上を図り、安心して暮らせるまちづくりの実現のため、商工会と協力し店舗持続の在り方や中心商店街の再構築など、知恵を出し合い環境整備のための具体的な方策の検討を実施してまいります。

報徳のおしえで繋がる自治体連携の一つである互産互生事業につきましては、地域商社や物産直売所を中心に、姉妹都市である福島県相馬市や茨城県筑西市などとの物

販交流を基軸に取り組んでまいりました。

今後は他の自治体も含め、互産互生の原点であるお互いの地域に足りないものを補い合い、お互いの強みを生かしながら、新たな取組へと発展させ、関係人口の増加に努めながら、地域活性化のための事業を進めてまいります。

本町の観光資源である「はるにれの木」や「ジュエリーアイス」の観光者数は、新型コロナウイルス感染症の5類移行後も概ね年間2万人程度となっており、町内外をはじめインバウンドによる観光客が本町を訪れております。

今後、本町の豊かな自然を次世代へ継承しつつ、より一層観光客と地域住民の生活環境の調和を図るため、環境整備や観光マナーの啓発に努めるとともに、デジタル技術を活用した観光コンテンツの充実と地域経済の活性化に寄与する観光の確立を目指してまいります。

続きまして、躍動感あふれる人づくりであります。

本町では東京学芸大学との連携協定に基づき、教育を核とした人づくりを推進しております。引き続き、人的・知的資源を相互に活用し、地域間交流の深化と教育活動の充実を図ってまいります。

あわせて、地域おこし協力隊員を招致し、地域課題の解決や地域資源の活用を進めることで、地方創生の取組を推進してまいります。

また、姉妹都市である相馬市および滑川市との交流については、少年親善使節団の派遣・受入れ事業を通じて相互理解と友好の促進に努めてまいります。

教育においては、本町の教育大綱が令和7年3月に改定され、新たな計画期間が始まりました。

改定の趣旨を踏まえ「報徳のおしえを基盤とした人づくり」「生涯にわたって学び続ける人づくり」を教育行政の根幹に据え、総合教育会議を通じて教育委員会との連携を一層強化し、施策の実効性を高めてまいります。

学校教育においては、豊頃小学校と豊頃中学校の小中併設校も始動から3年目を迎えます。

新年度は、これまでの実践を検証し、その成果を確かなものとして定着させるとともに、大津小学校を含めた小中9年間を見通した連携教育の更なる充実、学力の確実な定着と学習意欲の向上を重点に、ICTの効果的活用や個に応じた指導の充実に努めながら児童生徒の育成を推進してまいります。

社会教育においては、町民一人ひとりが学びを通じて生きがいを感じ、その成果を地域へ還元できる環境づくりを進めてまいります。

また、報徳の精神を次世代へ継承する拠点として、二宮報徳館の整備・活用を引き続き行い、本町の歴史や先人の教えを学ぶ機会の充実に努めてまいります。

さらに、総合体育館をはじめ屋内外体育施設の利用環境の向上と安全確保に向けた整備に加えて子育て世代のニーズに対応した施設整備を行い、スポーツ活動等の行事の円滑な実施と利用促進に努めると同時に、災害時における避難所機能の向上にも資する環境整備を図ってまいります。

続いて、健康で心ふれあうまちづくりであります。

こどもから高齢者、障がいのある方が、住み慣れた地域において健康で安心して暮らし続けることができるよう、「第2期豊頃町地域福祉計画」に基づき、心が通うやさしい福祉施策を展開するとともに、健康な生活が営めるよう、保健・医療サービスの充実を図ってまいります。

子育て支援につきましては、少子化や核家族化の進行に加え、いじめや貧困、虐待など、こどもを取り巻く課題が多様化している現状を踏まえ、「第3期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育の提供体制の充実と、切れ目のない支援体制の構築に取り組んでまいります。

保育につきましては、本町の認可保育所である茂岩保育所及びへき地保育所である大津保育所並びに学童保育所において、保育の質と機能の向上に努めるとともに、感染症対策や事故防止など、安全・安心な保育体制の確立を進めてまいります。

茂岩保育所及び学童保育所においては、保護者の多様な働き方に対応し、子育てと就労の両立を支援するため、家庭のニーズに寄り添った柔軟な保育サービスの提供に引き続き努めてまいります。

さらに、茂岩保育所においては、保護者の就労の有無にかかわらず、こどもが集団生活や遊びの経験を通して健やかに育つ機会を確保するとともに、保護者の孤立防止や不安軽減を図るため、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を実施し、子育て家庭に寄り添った新たな支援の充実に取り組んでまいります。

あわせて、現在、保育現場で活用している保育ICTシステムにつきましては、業務の効率化や職員の負担軽減、保護者の利便性の向上、関係者間の情報共有の円滑化を図るため、引き続き有効に活用してまいります。

また、施設整備につきましても、計画的な改修や設備更新を行い、より快適で安全な保育環境の整備に努めてまいります。

「ことばの教室」につきましては、こども一人ひとりの発達状況に応じた支援の充実を図るため、新たに療育機器を導入し、指導内容の質の向上と支援体制の充実に取り組んでまいります。

あわせて、早期発見・早期療育の視点を大切に、保護者と連携しながら、安心して通える教室運営に努めてまいります。

子育て支援センターにつきましては、茂岩保育所、学童保育所及びことばの教室と

ともに、こどもプラザとよころに一体的に整備されている特性を生かし、未就園児とその保護者が気軽に集い、交流や相談ができる身近な子育て支援の場として、子育て家庭のニーズに応じた事業の充実を図ってまいります。

これまで母子保健を中心に妊娠期から子育て期までの支援を担ってきた子育て世代包括支援センターにつきましては、要支援家庭への対応や児童虐待への予防・早期対応などの児童福祉分野の機能を一体的に加え、妊娠期から学齢期までを見据えた総合的な相談支援を行うため、令和８年度から新たに「こども家庭センター」を設置し、関係機関や関係部署との連携を一層深めながら、相談支援の充実と切れ目のない支援体制の構築に取り組んでまいります。

あわせて、妊婦のための支援給付事業や産後ケア事業など、各種支援事業を引き続き実施し、安心して子育てができる環境の充実を図ってまいります。

高齢者対策につきましては、「第９期豊頃町高齢者福祉計画」及び「第９期豊頃町介護保険事業計画」に基づき、高齢者の皆様が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、医療、介護、介護予防、生活支援などの各種サービスを、関係機関と連携しながら推進してまいります。

あわせて、高齢者一人ひとりの健康状態や生活機能に応じた保健指導や介護予防の取組を一体的に進め、健康寿命の延伸と要介護状態の予防に努めてまいります。

さらに、高齢者などが日常生活の中で感じる困りごとを地域で支えながら解決する「お助けサポート事業」につきましては、事業の安定的な運営と活動の充実を図るため、引き続き支援を行ってまいります。

また、在宅の高齢者が地域社会において安心して日常生活を営むことができるよう、まごころ通信員２名を配置し、定期的な訪問による安否確認や孤独感の解消を図るとともに、必要に応じて関係機関と連絡調整を行う訪問事業を実施し、事故の未然防止と高齢者福祉の向上に努めてまいります。

加えて、高齢者等の熱中症対策として、住宅等において熱中症の危険度が一目で分かる「熱中症対応ＬＥＤアラーム」の設置を進め、安心して生活できる住環境づくりを支援してまいります。

なお、令和８年度は「第９期豊頃町高齢者福祉計画」及び「第９期豊頃町介護保険事業計画」が最終年度となることから、次期計画の策定に向け、実態調査や関係機関との協議を行い、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制の構築を目指した計画づくりに取り組んでまいります。

障がい者（児）福祉につきましては、「第４期豊頃町障がい者計画」、「第７期豊頃町障がい福祉計画」及び「第３期豊頃町障がい児福祉計画」に基づき、地域全体で支え合う体制づくりを関係団体や関係機関と連携して進めるとともに、「豊頃町障が

い者相談支援事業所」を中心とした相談支援体制の充実を図り、安心して地域で暮らし続けられる環境づくりに努めてまいります。

また、令和８年度をもって、これらの計画が最終年度を迎えることから、障がいのある方やそのご家族のニーズを的確に把握し、関係機関や関係団体との連携を図りながら、次期計画の策定を進めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、北海道と連携しながら、医療費の適正化や事務の効率化を進めるとともに、生活習慣病予防をはじめとした健康づくり施策を推進し、町民の健康保持と医療費の抑制の両立に取り組んでまいります。

また、北海道が目指す国民健康保険制度の統一保険料に向け、急激な負担増を緩和するため、引き続き基金の活用などにより負担軽減措置を講じながら、段階的な国民健康保険税の見直しを進めてまいります。

保健事業につきましては、「第２期豊頃町健康増進計画」に基づき、こどもから高齢者まで、すべての世代が切れ目なく必要な健康支援を受けられる体制づくりを進めてまいります。

成人期においては、「第３期データヘルス計画」及び「第４期特定健康診査等実施計画」を一体的に推進し、生活習慣病の予防や重症化防止に取り組んでまいります。

高齢期においては、地域活動や通いの場などを通じた健康づくりの推進とともに、個々の健康状態に応じた支援を行い、要介護状態の予防と自立支援に努めてまいります。

予防接種につきましては、令和８年度から新たに定期接種となる妊婦を対象としたＲＳウイルスワクチンについて、円滑な実施体制を整備し、母子の健康保持と新生児等の重症化予防につなげてまいります。

町の保健事業の拠点である保健センターにつきましては、老朽化したＦＦストロブの更新を行い、町民の皆様が安心して利用できる快適な施設環境の整備に努めてまいります。

町立豊頃医院につきましては、診療体制の充実と診断精度の向上を図るため、一般エックス線撮影装置の更新を行い、町民の皆様が身近な医療機関で安心して受診できる環境の整備を進めてまいります。

あわせて、引き続き指定管理者である地域医療振興協会と連携しながら、安定した医療提供体制の確保と、地域に根ざした医療サービスの充実に努めてまいります。

今後も関係機関と連携しながら、こどもから高齢者まで、すべての町民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、健康・福祉・医療が一体となったまちづくりを進めてまいります。

最後に、みんなが力を合わせるまちづくりであります。

これまで培ってきた協働のまちづくりの歩みをさらに深化させ、町民と行政が信頼のもとに力を合わせ、地域の特性を生かした主体的なまちづくりを推進してまいります。

「協働のまちづくり地域提案支援事業」は、地域の主体的な取組を支える制度として定着し、各地域づくり協議会や行政区をはじめとする多くの団体に活用いただき、毎年多くの自主活動が進められております。

今後も、実情に沿った事業メニューの検討をしていくとともに、町民の皆様の自主的な活動を支援するため、地域担当職員による情報共有及びサポートを継続し、地域と行政がともに考え、ともに行動する協働の体制を一層確かなものとしてまいります。

行財政運営につきましては、新年度からスタートする第8次豊頃町行政改革大綱に基づき、事務事業の見直しや経常経費の抑制、職員の意識改革などに着実に取り組んでまいります。

人口減少の進行により、税収や地方交付税の大きな伸びが見込みにくい状況にある中、限られた財源を効果的に活用するため、検証と改善を重ねながら、持続的で安定した行財政運営に努めてまいります。

以上、令和8年度の町政運営に当たっての一端を申し述べさせていただきましたが、具体的な事業内容及び予算については、議案として提案の際にご説明申し上げます。

先人の不屈の精神と弛まぬ努力によって切り拓かれ、守り育てられてきたこの豊かな郷土を、次代を担う子どもたちへ確かな形で引き継いでいくことこそ、今を生きる私たちの責務であります。

郷土を愛する心が世代を超えて受け継がれ、誰もが誇りを持って暮らし、力を発揮できる町であり続けるよう、私の政策理念であります、「皆が主役 一人ひとりが大切」を胸に、町政運営に全身全霊を傾けてまいります。

議員各位をはじめ、町民の皆様におかれましては、なお一層のご理解とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます、町政執行方針といたします。

以上です。

●中村議長 次に、令和8年度教育行政執行方針について、説明を求めます。

中川教育長。

●中川教育長 はじめに、令和8年第1回豊頃町議会定例会の開会にあたり、豊頃町教育委員会所管行政の執行に関する主要方針を申し上げます。

今日、人口減少や少子高齢化の進行、AI技術の進展などにより、社会は大きく変化しており、子どもから高齢者まで、町民一人ひとりを取り巻く生活環境や学びの在

り方も大きな転換期を迎えております。

このような変化の激しい時代においては、学校教育をはじめ、生涯にわたる学びを通じて、町民一人ひとりが主体的に学び続け、持続可能な社会の創り手として地域社会の発展に寄与していくことが求められております。

そのためには、子どもたちの確かな学力や豊かな人間性、健やかな体の育成はもとより、すべての町民が学びを通じて生きがいや充実感を実感する中で地域社会とのつながりを深め、共に支え合いながら活力あるまちづくりに参画していくことが重要であります。

豊頃町教育委員会といたしましては、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携し、子どもから高齢者まで、すべての町民が生涯にわたり安心して学び続けることができる教育環境の充実を図り、町民一人ひとりのウェルビーイングの向上に努めてまいります。

2、学力向上、豊かな心と健やかな体の育成。

(1) 児童生徒一人ひとりに確かな学力を身につけさせるため、全国学力・学習状況調査の結果を反映した授業改善に努めるとともに、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着と資質・能力の育成に努めてまいります。

教育環境の整備では、1人1台端末の計画的な更新と効果的な活用を図りながら、情報活用能力の育成を推進し、授業支援ソフトやデジタル教材等を活用した主体的な学びと協働的な学びの一体的な充実に取り組み、ICT活用力の向上に努めてまいります。

また、多様な個性や特性、背景を有する子どもたちを包摂し、一人ひとりの可能性を引き出す柔軟な教育課程編成を促進するため、中央教育審議会における次期学習指導要領に向けた検討において、「調整授業時数制度」の創設について検討されております。

これに伴い豊頃中学校では令和8年度から2年間、文部科学省の「教育課程柔軟化サキドリ研究校」の指定を受け、教育課程の編成に関する研究を進めるなど更なる授業改善と教育活動の充実に努めてまいります。

さらに、学習意欲向上に向けた検定受検料助成事業や小学校入学時の入学祝金の支給を引き続き実施し、小中学校等修学旅行費交付金、高等学校等就学助成金等の支援については、現在の経済情勢を反映した増額の見直しを行い、新たに高等学校等進学者の保護者に対して入学祝金、更に修学旅行費の支援を行い、教育費負担の軽減を図ってまいります。

(2) 本町の豊かな自然環境や産業、歴史、文化、観光資源などについて理解を深め、郷土への愛着や誇りを育むことができるよう、地域の特色を生かした「ふるさと

教育」の充実に努めてまいります。

また、道徳教育においては、規範意識、生命を尊重する心や他者を思いやる心、豊かな人間性などを育むため、「子ども報徳訓」の実践に努め、教職員が義務教育9年間で目指す子ども像を共有しながら発達段階に応じた教育をすすめてまいります。

(3) 子どもの体力や運動能力の向上と運動習慣の改善・定着化については、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を分析し、各学校における保健体育の授業改善や日常的な運動習慣の定着に向け、引き続き豊頃小学校に体育専科教員を配置し、児童生徒への専門的な指導の充実に努めるなど、生涯にわたって心身ともに健やかに生きるための基盤となる身体（からだ）づくりに取り組んでまいります。

(4) 学習面や生活面において特別な配慮を要する児童生徒には、学級担任の業務を支援する特別支援教育支援員を配置し、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導と支援体制をつくるとともに、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に過ごし、誰一人取り残さない学びと自立、社会参加を見据えた「インクルーシブ教育」の構築を目指してまいります。

また、特別支援学級の担当教職員や福祉行政担当職員等との情報交換会を定期的開催し、特別支援教育の質の向上を図るとともに、切れ目のない支援体制を目指してまいります。

(5) 学校部活動については、活動の主体を学校から地域へ移す「地域移行」から学校と地域が連携して広げる「地域展開」へと変わり、本町においても生徒がスポーツや文化活動に継続して親しむことができる環境を確保するため、国や北海道の方針に基づき地域展開にむけた取組を進めてまいります。

また、休日の学校部活動については豊頃町部活動地域移行検討協議会を中心に協議を行い令和6年度から取り組んできた実証事業を継続し、地域や保護者、関係機関の理解と協力を得ながら、スポーツ少年団活動も考慮しつつ、合同部活動や拠点校方式、地域クラブ方式など近隣町と綿密に情報共有しながら連携も含め、将来にわたり児童生徒がスポーツ・文化芸術活動など多様な活動に参加できるよう地域展開の推進に努めてまいります。

(6) 社会や経済のグローバル化が進み、国際的な立場から持続的な発展を生み出す人材が求められる今日、児童生徒の国際感覚を育むため、小中学校の英語科授業に外国語指導助手を派遣し、授業補助を積極的に実施いたします。

また、本町と連携協定を締結している東京学芸大学の学生等の受入れや北海道教育大学釧路校のへき地校体験実習などを通じて、児童生徒のコミュニケーション能力の更なる向上に努めてまいります。

(7) 学校給食センターについては、開設以来30年近く経過しているため計画的

な設備改修を進めており、今年度は水の侵入による躯体の損傷防止と衛生環境を保つための改修を行い、子どもたちに安心・安全な給食を提供いたします。

給食費につきましては、近年の物価高騰等により食材費にも影響が出ているため、材料費の一部を町費で負担することで給食費を据え置いてきたところですが、今日の給食費無償化に向けた国の動向を注視しながら迅速に対応するとともに、保護者負担を増やすことなく子どもたちに栄養バランスの優れた給食を提供してまいります。

また、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるように栄養教諭の専門性を生かした食育指導を実施するほか、食に対する感謝の気持ちや郷土への理解を深めるため、地場食材を活用した「ふるさと給食」や「卒業記念会食」なども継続して実施いたします。

3、地域とともに歩む学校づくりの推進。

児童生徒数の減少や地域の教育力の低下などを背景に、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されております。

学校と地域がパートナーとして連携・協働による取組を進める「学校運営協議会」とおし、学校教育目標や学校経営ビジョンを共有し、「こどもまんなか」の理念のもと地域も学校運営や教育活動に積極的に携わり、地域の特色を生かした教育活動を推進することで将来を担う子どもたちを誰一人取り残すことなく一人ひとりの可能性を引き出し、地域に開かれた信頼される学校づくりを推進してまいります。

4、豊頃町立学校における教職員の働き方改革推進プラン。

教職員の働き方改革における重点課題の一つである時間外在校等時間について、ICTを利用した在校等時間の客観的集計とホームページ等による記録公表を行い、保護者や地域の理解と協力を得ながら業務の適正化を図ってまいります。

また、校務支援システムを活用した業務改善、ストレスチェックによる心身の健康保持、部活動地域展開の実証事業など、「豊頃町立学校における働き方改革推進プラン」に基づき教師を取り巻く環境整備をすすめ、教師が本来の教育業務に専念できる環境づくりを推進するとともに、学校教育の質の維持向上につながる学校運営体制の構築に取り組んでまいります。

また、小学校に理科専科及び体育専科の教員を配置し、児童生徒への専門的な指導の充実とともに、学級担任の業務負担軽減にもつなげてまいります。

5、健全育成、安全教育の推進。

(1) いじめ防止対策推進法に基づき各学校で策定した「いじめ防止基本方針」により、いじめ未然防止のための啓発活動や児童生徒への定期的なアンケート、教育相談の実施など、積極的な認知による早期発見、早期対応に努めてまいります。

また、いじめを発見した場合には、校内全体の組織的な対応、関係機関との連携、スクールカウンセラーの積極的活用などにより、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう取り組んでまいります。

近年は、児童生徒のスマートフォンやＳＮＳ等の利用に起因するトラブルが増加していることから、教職員によるネットパトロールを実施するほか、児童生徒が被害者や加害者にならないように情報モラル教育に取り組んでまいります。

危険ドラッグ等の薬物乱用や性に関する指導についても家庭と学校、地域が連携して適切な対応を図ってまいります。

(2) 「豊頃町通学路安全対策連絡協議会」による通学路の合同安全点検、安全確保対策の実施、交通安全教室の開催等により、地域や家庭、関係機関と連携し、通学路の見守り活動や点検及び整備を行います。

また、児童生徒を犯罪から守るため、地域の見守りや情報共有を図るほか、各学校において防犯教室等を実施するなど、児童生徒が自ら安全に行動する能力を身につけることを目指し、事故防止や犯罪被害の未然防止に努めてまいります。

防災教育や避難訓練を定期的の実施し、児童生徒が自ら命を守り抜くため主体的に行動する判断力、行動力の育成や、安心・安全なまちづくりに積極的に貢献する意識の醸成を図ってまいります。

6、世代を超えて学び、地域をつなぐ社会教育の推進。

本町の社会教育につきましては、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とする「第10次豊頃町社会教育中期計画」に基づき、社会教育施策を総合的かつ計画的に推進してまいります。

本計画では、「世代を超えて学び、地域をつなぐ社会教育の推進」を基本目標に掲げ、子どもから高齢者まで誰もが学び、互いに支え合いながら地域社会の発展に寄与できる社会教育の充実を図ってまいります。

(1) 少年教育。

幼少期は、保護者や学校、地域社会の中で多様な人と関わることで豊かな人間性や社会性などを身につけさせる大切な時期であります。

「える夢キッズクラブ」や「通学合宿」などの自然や歴史の特色を生かした体験学習事業を実施し、「ふるさと豊頃」に対する誇りや愛着を育むとともに、自ら学び、自ら考える力が身につくよう取り組んでまいります。

また、本に親しむ取組として、「第2期豊頃町子どもの読書活動推進計画」に基づき、ブックスタートやセカンドブック事業、家庭と学校での読書活動の推進などをおして、読書習慣の定着を図ってまいります。

(2) 成人教育。

青年教育。

地域づくり、まちづくりの次代を担う青年が、社会の一員であることを自覚し、自らの意思で活動する意識を醸成するため、町が実施する各種交流事業と連携を図りながら、ニーズに応じた学習機会や交流事業を提供し、リーダーとなる人材の育成に努めてまいります。

成人一般教育。

人生100年時代を迎え、より豊かな生き方、暮らし方が求められる中、高度化・多様化する学習活動のニーズに応えるため、文化講座や出前講座等の内容を充実するとともに、各種グループ、団体活動への支援を行い、学びの成果を地域で生かし連帯感を高める活動へとつなげてまいります。

高齢者教育。

誰もが学びや交流をとおして生きがいづくりや社会参加を促進するため、豊寿大学や生涯教室などの学習機会の充実を図るとともに、高齢者の経験や知識を地域社会に生かす取組を進めてまいります。

また、世代間交流の機会を創出し、高齢者の知識や経験を次世代に伝える取組を推進し、高齢者の「生きがい」「居場所」「仲間づくり」につながる学びの場の提供・支援に引き続き取り組んでまいります。

（3）芸術・文化。

豊かな情操の育成や教養を深めることを目的に、各年齢層に応じた芸術鑑賞会や各種講演会を開催し、優れた芸術・文化にふれる機会を拡充してまいります。

また、町文化協会等の自主活動団体への助言・協力やグループ自ら企画・運営する公演事業に対しての支援などを行うほか、町民文芸誌「河口」の発行などをとおして文芸活動を推進してまいります。

本町の文化活動の拠点施設となるえる夢館や図書館については、生涯学習に関する相談や情報提供にきめ細やかに対応し、生涯を通じた学びの機会の充実につなげてまいります。

（4）文化財。

本町に数多くある有形・無形文化財や記念物などの適切な保護・保存・活用や二宮獅子舞神楽などの民族文化財の保存・継承を支援するとともに、ふるさとへの理解や再発見を促進する学習活動に取り組んでまいります。

また、令和5年度から整備を進めている二宮報徳館の施設・展示改修については、今年度も継続して実施し、報徳のおしえや二宮尊親翁の功績等の展示資料を充実させ、通年での開館を目指し、牛首別報徳会とも連携しながら、施設の充実に努めるとともに町内外に向けての情報発信に取り組んでまいります。

（５）社会体育。

町民が生涯にわたり健康で心豊かな生活を送ることができるよう、各種スポーツ教室や出前講座の開催によるスポーツ機会の充実とスポーツ団体・指導者の育成、関係団体と連携した各種スポーツ大会の開催など活動の充実に努めてまいります。

社会体育施設である総合体育館につきましては、施設の安定的な管理運営と省エネに向けた照明のＬＥＤ化工事や近年の温暖化の影響に伴うアリーナ内の高温化による利用者の熱中症対策と利用環境の改善、さらには災害時の避難所機能の向上を図るための空調設備設置工事のほか、多様化するスポーツ活動のニーズに応えるため、未就学児を持つ子育て世代が安心して身体活動を行うことができるようトレーニング室に遊具等の整備を行うなど、幅広い世代が通年で心身の健康と体力を増進するための環境整備を図ってまいります。

また、町営野球場については、安全性の確保と利用環境の向上を図るため、施設の廃止、設置場所の見直しを行い、町営ソフトボール場と併設するための工事を進めてまいります。

７、開かれた教育行政の推進。

教育委員会では、施策効果の検証と改善を絶えず行いながら効果的な教育行政の推進に努めるとともに、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、学識経験を有する方々の知見を活用しながら点検及び評価を行ってまいります。

また、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、町ホームページ等により公表を行い、説明責任を果たすよう努めてまいります。

以上、令和８年度教育行政執行に関する主要な方針を申し上げましたが、今後も総合教育会議等において町長と意思疎通を図り、本町の教育大綱である「報徳のおしえを育む教育 生涯にわたって学ぶ人づくり」の推進のため、生きる力と豊かな心を持った子どもを育てる「学校教育」、譲る心と絆で育み生涯学び続ける「社会教育」、人間性と社会性を培う「家庭教育」が連携し、町民一人ひとりが学び続けることのできる教育環境の充実と発展に努めてまいります。

町議会をはじめ町民の皆様並びに関係機関の皆様の教育行政に対するご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、教育行政執行方針とさせていただきます。

●中村議長 これで、令和８年度町政執行方針及び教育行政執行方針についての説明は終わりました。

１４時１５分まで休憩といたします。

午後２時０３分 休憩

午後２時１５分 再開

●中村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 議案第 16 号

●中村議長 日程第 13 議案第 16 号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

林谷住民課長。

●林谷住民課長 議案第 16 号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正について提案理由を御説明いたします。

御説明の前に、議案第 16 号の議案説明書の説明第 1 号に一部誤りがございましたので、訂正させていただきます。訂正箇所につきましては、お手元に配付させていただいております正誤表のとおりでございます。お詫びして訂正申し上げます。

それでは、本案につきまして、議案説明書により御説明いたします。

議案説明書 1 ページ、説明第 1 号を御覧ください。

初めに、改正の趣旨であります。国民健康保険制度改革に伴い令和 12 年度から実施予定の統一保険税への対応として、令和 8 年度においても、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額、それぞれの所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を改正するものであります。

また、国保税の算定に、令和 6 年度に公布した子ども・子育て支援法等一部を改正する法律により、令和 8 年度から新設される子ども・子育て支援納付金課税額を、北海道が示す統一保険料率とし、新たに所得割額を 0.29 パーセント、均等割額を 900 円、18 歳以上均等割額を 200 円、平等割額を 1,000 円に定めるものです。

また、海外からの転入者について、入国初年度の国民健康保険税を通常の納期限から前倒しして納付する仕組み、前納として「普通徴収に係る国民健康保険税の前納に係る納期」を新たに定めるものです。

次に、条文の改正について説明いたします。

第 2 条第 1 項の改正は、国保税の算定に、新たに新設される子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の子ども・子育て支援納付金課税額を新たに追加。

第 3 条第 1 項の改正は、基礎課税額の所得割額税率「100 分の 6.9」を「100 分の 7.7」に。

第 5 条の改正につきましては、基礎課税額の被保険者均等割額「2 万 7,000 円」を「2 万 7,500 円」に改正。

第 5 条の 2 第 1 項第 1 号の改正は、子ども・子育て支援納付金課税額の追加により、関連条文の追加となります。

続きまして、議案説明書 2 ページになります。

第 7 条の 2 の改正は、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を「7,200 円」を「8,700 円」に改正。

第 7 条の 3 の改正は、後期高齢者支援金等課税額の世帯平等割額を世帯の区分に応じ、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯「8,000 円」を「8,500 円」に、特定世帯「4,000 円」を「4,250 円」に、特定継続世帯「6,000 円」を「6,375 円」に改正。

第 9 条の 2 の改正は、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額「8,000 円」を「8,500 円」に改正。

第 9 条の 4、第 9 条の 5、第 9 条の 6、続きまして 3 ページの第 9 条の 7 の改正は、国保税の算定に追加する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者所得割額 100 分の 0.29、被保険者均等割額 900 円、18 歳以上被保険者均等割額 200 円、世帯別平等割額、世帯に応じ、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,000 円、特定世帯 500 円、特定継続世帯 750 円を新たに定める条文を追加。

第 12 条第 2 項の改正は、条文追加による条ずれによる改正。

第 12 条 2 の改正は、普通徴収に係る国民健康保険税の前納に係る納期を新たに条文に追加。

第 23 条第 1 項の改正は、国民健康保険税の減額に子ども・子育て支援納付金課税額の条件を追加。

第 23 条第 1 項第 1 号ア、ウ、エ、オの改正は、7 割軽減世帯における被保険者均等割額「1 万 8,900 円」を「1 万 9,250 円」、後期高齢者支援金等課税額における被保険者均等割額「5,040 円」を「6,090 円」及び世帯別均等割額を世帯の区分に応じ、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯「5,600 円」を「5,950 円」、特定世帯「2,800 円」を「2,975 円」、特定継続世帯「4,200 円」を「4,463 円」、また介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額「5,600 円」を「5,950 円」にそれぞれ改正するものです。

続きまして、第 23 条第 1 項第 1 号キ、ク、ケの改正は、法律改正にあわせ、7 割軽減世帯における国保税の算定に、子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 630 円、18 歳以上被保険者均等割額 140 円、世帯別均等割額において、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 700 円、特定世帯 350 円、特定継続世帯 525 円をそれぞれ追加するものです。

第 23 条第 1 項第 2 号ア、ウ、エ、オの改正は、5 割軽減世帯における被保険者均等割額「1 万 3,500 円」を「1 万 3,750 円」、後期高齢者支援金等課税額における被保険者均等割額「3,600 円」を「4,350 円」及び世帯別均等割額を世帯

の区分に応じ、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯「4,000円」を「4,250円」、特定世帯「2,000円」を「2,125円」、特定継続世帯「3,000円」を「3,188円」、また介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額「4,000円」を「4,250円」に改正するものです。

第23条第1項第2号キ、ク、ケの改正は、法律改正にあわせ、5割軽減世帯における国保税の算定に、子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額450円、18歳以上被保険者均等割額100円、世帯別平等割額において、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯500円、特定世帯250円、特定継続世帯375円をそれぞれ定め、追加するものです。

議案説明書4ページになります。

第23条第1項第3号ア、ウ、エ、オの改正は、2割軽減世帯における被保険者均等割額「5,400円」を「5,500円」、後期高齢者支援金等課税額における被保険者均等割額「1,440円」を「1,740円」及び世帯別均等割額を世帯の区分に応じ、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯「1,600円」を「1,700円」、特定世帯「800円」を「850円」、特定継続世帯「1,200円」を「1,275円」、また介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額「1,600円」を「1,700円」に改正するものです。

第23条第1項第3号キ、ク、ケの改正は、法律改正にあわせ、2割軽減世帯における国保税の算定に子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額180円、18歳以上被保険者均等割額40円、世帯別平等割額において、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯200円、特定世帯100円、特定継続世帯150円をそれぞれ定め、追加するものです。

続きまして、第23条第2項第1号、第2号の改正ですが、未就学児の被保険者がいる場合の被保険者均等割額、後期高齢者支援金等課税額における被保険者均等割額について、第1号アの7割軽減世帯の均等割額に規定する金額を減額した世帯「4,050円」を「4,125円」、イの5割軽減世帯の均等割額に規定する金額を減額した世帯「6,750円」を「6,875円」、ウの2割軽減世帯の均等割額に規定する金額を減額した世帯「1万800円」を「1万1,000円」、エのアからウまでに掲げる世帯以外の世帯「1万3,500円」を「1万3,750円」に改正。

第2号アの2割軽減世帯の後期高齢者支援金課税額の被保険者均等割額に規定する金額を減額した世帯「1,080円」を「1,305円」に、イの5割軽減世帯の後期高齢者支援金課税額の被保険者均等割額に規定する金額を減額した世帯「1,800円」を「2,175円」に、ウの2割軽減世帯の後期高齢者支援金課税額の被保険者均等割額に規定する金額を減額した世帯「2,880円」を「3,480円」に、エの

アからウまでに掲げる世帯以外の世帯「3,600円」を「4,350円」に改正するものです。

第23条第2項第3号の改正ですが、こちらも法律改正にあわせ、子ども・子育て支援納付金課税額の未就学児1人について、被保険者均等割額をアの前項第1号キの7割軽減に規定する金額を減額した世帯135円、イの前項第2号キの5割軽減に規定する金額を減額した世帯225円、ウの前項第3号キの2割軽減に規定する金額を減額した世帯360円、エのアからウまでに掲げる世帯以外の世帯450円を新たに定め、追加するものです。

続きまして第23条第3項の改正は、法律改正により国民健康保険税の納税義務者の世帯に出産被保険者がいる場合に課する規定に、18歳以上被保険者均等割額を追加するものです。

第23条第3項第7号、第8号、第9号の改正ですが、法律改正による出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、被保険者均等割額、18歳以上被保険者均等割額の税率に係る規定を定め、追加するものです。

第23条第4項の改正は、法律改正により18歳未満被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の減額に係る規定を定め、追加するものです。

なお、附則としまして、施行年月日は令和8年4月1日。

適用区分は、この条例による改正後の豊頃町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

また、本改正案は、本年2月9日開催の豊頃町国民健康保険運営協議会に諮問し、同日、改正案どおり答申されておりますことを御報告させていただきます。

以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第17号及び議案第18号

●中村議長 日程第14 議案第17号豊頃町減債基金条例の一部改正及び日程第15 議案第18号豊頃町ふるさと振興基金条例の一部改正についてを一括議題とします。

議案第17号及び議案第18号の2件について、一括して提案理由の説明を求めます。

森総務政策課長。

●森総務政策課長 議案第17号豊頃町減債基金条例の一部改正について及び議案第18号豊頃町ふるさと振興基金条例の一部改正について、一括して御説明申し上げます。

議案書9ページ及び11ページを御覧ください。

本案は、基金の運用方法に関する規定を整備するため、所要の改正を行うものでございます。

豊頃町財政調整基金条例第3条第2項におきまして、基金に属する現金は必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に替えることができると規定し、定期預金よりも有利かつ安全性の高い有価証券を購入し、基金の安全で効率的な運用を実施しているところでございます。

今回の改正では、豊頃町減債基金条例及び豊頃町ふるさと振興基金条例の第3条に同様の規定を追加することにより、両基金においても現金を有価証券に替えることができる旨を明記し、運用方法の整合性を図るものであります。

以上でありますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

議案第17号豊頃町減債基金条例の一部改正についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案１７号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１８号豊頃町ふるさと振興基金条例の一部改正についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

１番小笠原議員。

●１番小笠原議員 １点質問させていただきます。

今回のふるさと振興基金条例の改正ですけれども、先ほど成立しました減債基金の条例ですとか、既にこの文言が追加されている財政調整基金の条例と同様な形で運用していくことを考えているのかなと思います。

減債基金と財政調整基金については、既に地方債、北海道債の公募債を購入して運用されているということですので、ふるさと振興基金条例についても、この二つの基金のように、地方債のような公募債を購入する予定を踏まえた改正ということで捉えてよろしいでしょうか。

●中村議長 森総務政策課長。

●森総務政策課長 御答弁申し上げます。

財政調整基金、減債基金につきましては、議員のおっしゃるとおり、今、有価証券を購入して運用しているところでございますが、ふるさと振興基金におきましても、基金の残高がこの三つについてはかなり多額の基金を積んでございます。

そういった部分で、運用しやすいという部分もございますので、同じような形で、この三つの基金については有価証券等を購入して運用する形でいきたいということで、御提案させていただきました。

●中村議長 １番小笠原議員。

●１番小笠原議員 こちらの説明については理解いたしました。

あと、以前の９月の議会で、この債権の運用方針ですとか、そういった細かいところについての検討状況はどうなのかという質疑したと思うのですが、現在、こちらについてはどのような検討をされているのか、まだ今後の課題というところで捉えているのか、伺います。

●中村議長 大長根会計管理者。

●大長根会計管理者 私から御説明させていただきたいと思います。

９月に小笠原議員からどのように進めているのかという質問があったところでございますが、地方自治法により、確実かつ効率的に運用するという上で、今、道債を購

入しているのですけれども、全体の基金の残高を踏まえ、総務政策課長と町長の意見を伺い、そして決定していただいて、今後、毎年計画的に進めていきたいと考えております。

要綱等についても、この条例を可決していただいたら、直ちに公示する予定でございます。

以上であります。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第19号

●中村議長 日程第16 議案第19号豊頃町高等学校等就学助成金交付条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

齋藤教育課長。

●齋藤教育課長 議案第19号豊頃町高等学校等就学助成金交付条例の一部改正について御説明いたします。

議案書13ページをお開きください。

本条例は、高等学校等に就学する生徒の経済的負担の軽減を図り、生徒の健全な育成を推進することを目的として制定されたものであります。

今回の改正の趣旨としましては、現在、本町における助成額は、物価の上昇、原油価格の高騰に伴う公共交通機関の運賃の値上げ等により、高校生を抱える世帯の教育費負担の増大等を踏まえ、生徒1人につき月額7,000円の助成金額を月額1万円に引き上げるものであります。

改正内容につきましては、第3条中「月額7,000円」を「月額1万円」に改めるものであります。

なお、附則としまして、本条例は令和８年４月１日から施行するものであります。
以上でありますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

１番小笠原議員。

●１番小笠原議員 ただいま物価高騰等の影響により３，０００円の増額という説明がありましたけれども、この月額１万円になった具体的な算定根拠はどういうところなのでしょうか、伺います。

●中村議長 齋藤教育課長

●齋藤教育課長 御答弁申し上げます。

本条例が一番初めに制定されたときには、本町から最も近い高等学校への通学定期代を参考に７，０００円と設定しておりました。

今回もそれを参考にしまして、今現在、最も豊頃から近い高等学校への通学定期が月額９，５２０円となっておりますので、それを基に１万円と設定したところでございます。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（ 討 論 な し ）

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第１９号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第１９号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第２０号

●中村議長 日程第１７ 議案第２０号豊頃町入学祝金支給条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

齋藤教育課長。

●齋藤教育課長 議案第20号豊頃町入学祝金支給条例の一部改正について御説明いたします。

改正の内容につきましては、議案説明書5ページ、説明第2号により説明申し上げます。

本町において、子育て支援策の一環として、小学校等に入学する児童の保護者に対し、入学祝金を支給してまいりました。

しかし、近年の物価上昇や教育費の増加、とりわけ高等学校等への進学に際しましては、制服代、教科書代、学用品、通学費等、多額の初期費用を要している状況にあることから、入学祝金の対象を高等学校等へ拡大し、進学の負担軽減を図るため、本条例の一部を改正し、高等学校等へ入学する生徒の保護者に対し、祝金10万円を支給するものであります。

具体的な改正内容につきましては、第1条の目的におきまして、これまでの小学校等の後に、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校高等課程又は職業能力開発促進法に定める職業訓練施設（以下、高等学校等）へ入学する児童生徒の保護者を加え、第2条の支給対象につきましても、高等学校等へ入学する生徒の保護者を加えるものであります。

また、第3条中の祝金の額につきましては、第1号で小学校等に入学する場合の祝金額、第2号で高等学校等に入学する場合の祝金額を定めるものであります。

なお、附則としまして、本条例は令和8年4月1日から施行するものであります。

以上でありますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

1番小笠原議員。

●1番小笠原議員 今回の条例改正で高等学校の入学の祝金が追加になるということですが、この設定金額について、どういう理由で10万円になったのか、お伺いいたします。

●中村議長 齋藤教育課長

●齋藤教育課長 御答弁申し上げます。

今回の入学祝金10万円についてでございますが、文部科学省が2年に一度実施しております子供の学習費調査を参考にしております。

全日制の公立高等学校では、入学金と検定料、そのほか学校納付金、制服、学用品費で9万9,000円、約10万円がかかっております。

全日制の私立高校では、その同じ内容で約2倍の19万6,000円がかかっておりますので、入学時に必要となる経費の一部を祝金として支給することを考えたところ

ろでございます。

以上です。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第21号

●中村議長 日程第18 議案第21号豊頃町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

鏑木福祉課長。

●鏑木福祉課長 議案第21号豊頃町介護保険条例の一部改正についての提案理由を御説明いたします。

本案は、国において介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、令和8年度の介護保険料賦課において、特定の対象者に対し、保険料の急増を抑えるための減免措置を講ずるため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、議案にお示しのとおり、令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免について、豊頃町介護保険条例附則に第8条を加えるものであります。

別紙議案説明書、説明第3号により御説明いたしますので、7ページをお開き願います。

改正の趣旨は、令和7年の所得税法改正により、給与所得控除の最低保障額が引き上げられたことに伴い、国において介護保険法施行令が改正され、その結果、所得や生活状況に実質的な変化がないにもかかわらず、介護保険料の算定上、本来よりも高い区分の保険料が賦課される場合が生じることから、その不利益を調整し、適正な負担とするために、必要な減免措置を講ずるために行うものであります。

改正内容は、第 8 条第 1 項には、説明書にあります適用対象者と改正内容について規定しております。

適用対象者は、第 1 号被保険者またはその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうち、令和 7 年度と令和 8 年度の各年度の市町村民税が非課税の者と、給与所得控除の最低保障額引上げにより令和 8 年度も引き続き市町村民税が非課税となるよう、令和 7 年度中に給与所得控除の引上げ分の範囲で就労調整を行った者として、改正内容につきましては、市町村民税非課税者として判定する保険料区分による保険料額まで保険料を減免すると定めております。

第 2 項には、第 1 項で規定した減免後の金額を住民税非課税者として判定される本来の保険料区分による額まで保険料を減免すること、第 3 項には、通常減免には申請が必要なところ、本件は対象者が特定できることから、被保険者の利便性を考慮し、町が職権で減免処理を行うことができるよう定めております。

なお附則として、第 1 条には施行期日を、第 2 条には説明資料にある適用年度のとおり、この措置は令和 8 年度限りの特例として適用し、令和 7 年度以前の保険料については従前のとおりと規定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 2 1 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 1 号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 2 2 号

●中村議長 日程第 1 9 議案第 2 2 号豊頃町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

森総務政策課長。

●森総務政策課長 議案書 21 ページを御覧ください。

議案第 22 号豊頃町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について御説明いたします。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び北海道過疎地域持続的発展方針に基づきまして、令和 3 年に豊頃町過疎地域持続的発展市町村計画を策定いたしました。

これによりまして、本町の自立促進と持続的発展に関する施策を進めてまいりましたが、本年 3 月末で期限切れとなることから、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間の計画期間とします新たな豊頃町過疎地域持続的発展市町村計画を策定しましたので、議会の議決を経て定めようとするものでございます。

計画内容につきましては、別紙の豊頃町過疎地域持続的発展市町村計画により御説明申し上げます。

計画書 1 ページを御覧ください。

計画書 1 ページから 14 ページまでにつきましては、本町の基本的な事項を記載しております。

1 ページから 6 ページには、本町の自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件や過疎の状況について。

7 ページから 8 ページにつきましては、人口及び産業の推移と動向について、国勢調査の数値等を用いて説明してございます。

9 ページから 10 ページにつきましては、本町の行財政の状況について。

11 ページから 12 ページにつきましては、地域の持続的発展の基本方針及び基本目標について記載してございます。

基本方針につきましては、北海道の過疎地域持続的発展方針に基づきまして、本町の「第 5 次豊頃町まちづくり総合計画」及び「第 3 期豊頃町まち・ひと・しごと総合戦略」のほか、各分野の計画との整合性を図りながら作成したものでございます。

13 ページには、計画の達成状況の評価に関する事項と計画期間、公共施設等総合管理計画との整合について掲載してございます。

15 ページ以降につきましては、12 項目から成ります各分野における現況と問題点、その対策、事業計画をそれぞれ掲載してございます。

15 ページから 19 ページにつきましては、移住・定住、地域間交流の促進、人材育成としまして多様な人材の確保・育成などについて、現況と問題点、その対策及び事業計画を掲載してございます。

なお、次の産業振興以降の項目につきましても共通していることでございますが、

(3) 計画の事業内容につきましては、第5次豊頃町まちづくり総合計画の後期実施計画の中から抜粋いたしまして、本町の自立促進と持続的発展に資する事業を本計画の事業として掲載したものでございます。

また、事業費につきましては、別冊の参考資料を添付してございます。こちらの年度別事業計画に、令和8年度から令和12年度までの概算事業費を掲載しておりますので、併せて御確認よろしくをお願いいたします。

計画書に戻りまして、20ページから27ページには産業の振興としまして、農林水産業・商工業・観光、それぞれの現況と問題点、その対策・計画、産業振興促進事項及び公共施設等総合管理計画との整合を掲載してございます。

なお、減価償却の特例及び地方税の課税免除等の適用が起きる場合におきましては、この産業振興の項目におきまして、産業振興促進事項で振興すべき区域、業種、事業内容及び期間についての記載が必要となっております。

そのため、27ページに記載のとおり、区域におきましては、豊頃町全域とし、業種につきましては、法令で定めます製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業及び旅館業として、産業振興促進事項を定めるものでございます。

次に、28ページには地域における情報化として、情報基盤・通信基盤の整備に関する計画等について掲載。

30ページから33ページにつきましては、交通施設の整備、交通手段の確保として町道など基幹道路の整備や交通機関に関する計画を掲載しております。

34ページから38ページにつきましては、生活環境の整備として、上下水道及び合併浄化槽の整備、廃棄物の処理、消防施設、公営住宅の整備に関する計画を掲載してございます。

39ページから42ページにつきましては、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進として、子育て支援や福祉タクシー乗車券交付事業などに関する計画を掲載してございます。

43ページから44ページにおきましては、医療の確保としまして、豊頃医院及び町立歯科診療所における医療機器の整備など、医療環境に関する計画を掲載してございます。

45ページから49ページにおきましては、教育の振興として、小中学校施設の整備や社会教育施設等に関する計画を掲載してございます。

以下、50ページにつきましては集落の整備について、51ページから52ページにつきましては地域文化の振興等について、53ページにつきましては再生可能エネルギーの利用の推進、54ページから59ページにつきましてはその他地域の持続的発展に関し必要な事項として自然環境の保全及び再生、河川・海岸の整備や治山対

策、協働のまちづくり、地域提案支援事業などについて掲載をしてございます。

５８ページから５９ページにつきましては、以上の分野におけますソフト事業のうち、持続的発展特別事業分に関する計画を再掲してございます。

なお、この計画につきましては、令和８年２月４日に北海道との協議が整っておりまして、同意を得ておりますことを御報告申し上げます。

以上でありますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第２２号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２２号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第２３号

●中村議長 日程第２０ 議案第２３号工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

森総務政策課長。

●森総務政策課長 議案書２３ページを御覧ください。

議案第２３号工事請負契約の締結について御説明いたします。

このたび、幌岡西２線改良工事（その２）の請負契約を締結することにつきまして、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定によりまして、予定価格が５，０００万円以上であることから、議会の議決を求めるものであります。

工事名、幌岡西２線改良工事（その２）。

契約の方法、指名競争入札であり、２月１０日に執行してございます。

契約金額につきましては、６，７７６万円、うち消費税等相当額６１６万円。

契約の相手方、豊頃町札作別６８２番地２。

株式会社野田土建。

代表取締役、田名邊義夫。

なお、工期につきましては、契約日から令和８年１１月１８日までとなっております。

以上でありますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（ 討 論 な し ）

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第２３号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第２３号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第２４号

●中村議長 日程第２１ 議案第２４号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

森総務政策課長。

●森総務政策課長 議案書２５ページ目を御覧ください。

議案第２４号工事請負契約の締結について御説明いたします。

この度、大津地域津波緊急避難場所避難路整備工事（路盤改良）の請負契約を締結することについて、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定によりまして、予定価格が５，０００万円以上であることから、議会の議決を求めるものであります。

工事名、大津地域津波緊急避難場所避難路整備工事（路盤改良）。

契約の方法、指名競争入札であり、２月１０日に執行してございます。

契約の金額は６，１４９万円、うち消費税等相当額５５９万円。

契約の相手方につきましては、豊頃町茂岩末広町１９９番地３。

有限会社協立機興。

代表取締役、山保崇。

なお、工期につきましては、契約日から令和8年12月20日までとなっております。

以上でありますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

◎ 諮問第1号

●中村議長 日程第22 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

按田町長。

●按田町長 議案書27ページをお開きください。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、本年3月31日をもって任期満了となる現職の鳥宮彰子氏を再度推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

住所は、豊頃町茂岩本町170番地。

氏名は、鳥宮彰子氏であります。

任期は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までであります。

以上でありますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

●中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 中村議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は人事案件につき、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については討論を省略することに決定しました。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 0 2 分 休憩

午後 3 時 0 3 分 再開

- 中村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

諮問第 1 号は、お手元に配付した答申書のとおり、適任と答申したいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第 1 号は、お手元に配付した答申書のとおり適任と答申することに決定しました。

◎ 同意案第 1 号

- 中村議長 日程第 2 3 同意案第 1 号豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

按田町長。

- 按田町長 議案書 3 1 ページをお開きください。

同意案第 1 号豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、本年 4 月 2 1 日をもって任期満了となる現委員の中村哲蔵氏を再度選任いたしたく、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

住所は、豊頃町大津寿町 3 2 番地 1。

氏名は、中村哲蔵氏であります。

任期は、令和 8 年 4 月 2 2 日から令和 1 1 年 4 月 2 1 日までであります。

以上でありますので、よろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●中村議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は人事案件につき、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第 1 号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第 1 号は、同意することに決定しました。

◎ 請願の委員会付託

●中村議長 日程第 2 4 請願の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願は、お手元に配付しました請願文書表のとおりです。

請願文書表を職員に朗読させます。

山崎事務局長。

●山崎事務局長 請願文書表。

受理番号 1。

受理年月日、令和 8 年 2 月 2 5 日。

件名、生産現場に寄り添った農業政策を求める請願書。

請願者の住所及び氏名、豊頃町中央若葉町 1 2 番地、豊頃町農政協議会、執行委員長、高木寿一。

紹介議員の氏名、豊頃町議会、小笠原玄記議員。

付託委員会、産業厚生常任委員会。

以上です。

●中村議長 ただいま朗読しました請願については、請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託し、審査することにします。

◎ 休会の議決

●中村議長 日程第25 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議案等精査のため、3月4日から同月9日までの6日間を休会にしたいと思えます。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、3月4日から同月9日までの6日間を休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

●中村議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

午後3時07分 散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員